

「千葉県三番瀬再生計画（事業計画）（素案）」に係るパブリックコメントの結果について

「千葉県三番瀬再生計画（事業計画）（素案）」に係るパブリックコメントの実施結果は以下のとおりです。
これらへの対応・県の考え方につきましては、後日、公表します。

1 意見募集期間 平成18年4月19日（水）から5月18日（木）

2 意見の提出状況

（1） 意見提出者数 91名（個人86、団体・企業5）

（2） 延べ意見数 98件

（3） 提出方法 電子メール；47件、FAX；42件、郵送；2件

3 提出された意見の概要 別表のとおり

提出された意見の概要 一覧

意見の分類	意見番号	意見の概要	意見提出者数
事業計画全体に関する事項	1	保全に至った経緯や、なぜ再生が必要なのか理由が明記されていないので、事業計画を再度練り直してほしい。	1名
	2	事業計画の目標を具体的に設定して平成22年度までにどれだけの再生を進めるのか明確にしてほしい。 とくに「継続的事業」、「緊急・早期着手事業」については目標を具体的に(できるだけ数値目標として)明記してほしい。	3名
	3	中期的事業及び長期的事業において、自然環境や野生生物に関わる事象については現状を改変、悪化させないことが重要なので現状を保護又は保全とする。 再生だけを使うと現存の重要な環境要素の保護、保全が担保されない。	1名
	4	最初に目標を掲げたほうがわかりやすいので第1章の節構成を変更する。	1名
	5	三番瀬に残っている多様な自然環境(浅海域、砂質干潟、泥質干潟)の保全を事業計画の原則とすることを記述してほしい。 基本計画に謳われている「これ以上海域を狭めない」「現在残っている干潟・浅海域は保全するという原則」を守ってほしい。	5名
	6	基本計画に掲げる5つの再生の目標に則って早急に進めてほしい。	1名
	7	再生目標に掲げている項目からは人工構造物建設以外は明確な将来像が描けないので、以下の事項について事業計画を再度練り直してほしい。 ・ 再生の本質と思われる多様な環境と後背湿地の再生が試みに留まっている ・ 青潮の発生抑制が三番瀬エリアだけで可能なのか ・ 具体的な対象魚種や目標漁獲量・金額が明記されていない ・ 緩傾斜護岸の設置による沖出しはアサリ漁業に深刻な影響が出るので計画から削除することが望ましい	2名
	8	基本計画と事業計画の進捗を管理する部署を明確にし、全体の事業をバランスよく進めることを明記してほしい。	2名
	9	評価委員会で否定された事業計画は事業進行中であっても中止又は変更すべき。	1名
	10	子供たちが自然に親しめ、地域住民の交流に役立つような計画にしてほしい。	1名

	11	三番瀬の歴史と文化の継承といった人の生活や暮らしが見える整備をお願いする。	1名
	12	各事業に応じた順応的管理及びモニタリングの内容を具体的に記載してほしい。	1名
	13	常にデータを公開し、県民や市民の信頼を高めるモニタリングを実施してほしい。	1名
第1節 干潟・浅海域	14	三番瀬の多様な環境を形成している猫実川河口域の保全をしっかりと記述してほしい。	1名
1 - 1 干潟化（干出域の形成）の試験	15	潮干狩りや砂遊びができるような安全な浜辺をつくって欲しい。 （お台場や幕張のような人工海浜の整備）	16名
	16	砂を入れるなどして砂浜・干潟を再生し、多様な生物が暮らせる環境をつくる。	1名
	17	砂浜の造成に当たっては、道路（交通事故）・防犯・衛生面も考慮し、地元企業の経営活動とトラブルの起きないような配慮のもとで進めてほしい。	1名
	18	猫実川河口付近は汚いので若干埋立を行い、河口を東側に移動させたほうがよい。	1名
	19	いつからどこで試験を実施するのかを具体的に示してほしい。	1名
	20	猫実川河口域は生物多様性に富むので、この場所での人工干潟化はやめるべき。	1名
	21	人為的な土砂供給はしないでほしい。	2名
	22	河川等からの自然な土砂流入を優先的に検討すべきである。	3名
1 - 2 淡水導入の試験	23	淡水導入の試験を干潟化の試験よりも先行してほしい。	2名
第2節 生態系・鳥類	24	第1次事業計画の目標に猫実川河口域の泥干潟の保全を加えてほしい。	1名
2 - 1 行徳湿地再整備事業	25	干出域の拡大、淡水導入の整備及び、三番瀬との水管の開渠化を進めてほしい。	3名
2 - 2 三番瀬自然環境調査事業	26	鳥類調査を実施して底生生物や水質との関係を分析してほしい。 砂質と泥質の比較、潮まわりによる生き物の移動・分布などを調査してほしい。	1名
第3節 漁業	27	アマモ場づくりやアサリの冬季減耗対策についての効果及び、高水温耐性ノリの開発については漁業関係者等の意見を踏まえた検討が必要である。	1名
	28	漁業者の再生会議への復帰・参加を早急に図ることが極めて重要である旨を、第1次事業計画の目標に掲げて努力すべき。	1名
3 - 1 三番瀬漁場環境の改善	29	潮の流れを良くする。	1名
	30	稚魚の成育場となっている猫実川河口域の泥干潟の活用を加えてほしい。	1名
	31	猫実川河口域の泥干潟は稚魚の成育場となっており、流れをつくると成育できなくなるので流れづくりは止めてほしい。	2名
	32	人工干潟を造成しても流れが速くなるとは限らず、また、閉鎖的な漁場再生検討委員会の中で決定されたことがそのまま事業計画とされるプロセスに強い疑念を感じる。	1名

3 - 2	アオサ対策	33	アオサの食用化など有効利用を前向きに検討してほしい。	1名
3 - 3	藻場の造成試験	34	藻場の造成よりも藻場の機能を検証することを優先してほしい。 漁業者や漁場再生検討委員会の委員からはアマモの移植に異論もあり、緊急・早期着手事業に位置づけるのはおかしい。	2名
		35	漁業者の経験を活かして藻場調査を進めるとともに環境学習にも活かしてほしい。	1名
3 - 4	ノリ養殖管理技術の改善	36	漁場環境の悪化とノリ疾病の関係を明記してほしい。漁場環境の悪化要因を分析してほしい。	1名
3 - 6	アサリの資源生態に関する総合調査	37	アサリの資源変動と水質、潮流などとの関係について分析してほしい。アサリやノリに偏らずに、様々な水産資源を活用してほしい。	1名
第4節	水・底質環境	38	水質の透明度を高めるように努めてほしい。	1名
		39	猫実川を整備して江戸川との水の流入、流出の促進を図ってほしい。	1名
		40	青潮発生の原因である浚渫窪地の埋め戻し事業を事業計画に位置づけるべき。	1名
4 - 1	海老川流域水循環系の再生	41	流域住民による現地視察などを通じて市民自らが考える機会を提供してほしい。	1名
4 - 3	江戸川左岸流域下水道事業 (下水道の普及と高度処理)	42	市川市塩浜地区の下水道整備を計画に位置づけてほしい。	6名
		43	再生会議で議論をしていない課題なのでしっかりとした議論をしてほしい。	1名
		44	第1終末処理場は人口減、県民の費用負担増を踏まえて見直し、合併処理浄化槽を普及すべきである。	1名
第5節	海と陸との連続性・護岸			
5 - 1	市川市塩浜護岸改修事業	45	市川市塩浜1～3丁目の護岸工事を最優先に進めてほしい。	18名
		46	海と触れ合える護岸を整備してほしい。	10名
		47	海と人を隔離するような高いコンクリート壁には反対である。	2名
		48	捨石護岸はゴミが挟まりやすいので整備後の清掃や維持管理を行ってほしい。	1名
		49	海域を狭めないように実施し、直立護岸前の石積みはやめてほしい。	6名
		50	生態系に関する具体的な目標基準を併記し、基準に達しない場合には中止もあることを加筆してほしい。	1名
5 - 2	自然再生(湿地再生)事業	51	市川市塩浜2丁目が湿地再生の実験場となるように調査・準備を進めてほしい。	1名
		52	埋立地で未利用地になっているところを海に戻すことが先決だと思う。	1名
第6節	三番瀬を活かしたまちづくり	53	国は新たな高潮対策として堤防の内側に潮遊地や植樹帯の設置を検討しており、これらを組み込んだまちづくりを進めてほしい。	1名

	54	枠組みを決定する前に民間のノウハウを生かしたまちづくりを先行的に着手できるよう地元と協議を図ってほしい。	1名
	55	まちづくりに制度面、税制面でのインセンティブを与え、早期に事業化できるようバックアップを図ってほしい。	1名
	56	護岸沿いに三番瀬を囲むようなプロムナードや海岸沿いにサイクリングコースを整備してほしい。	7名
第7節 海や浜辺の利用	57	船橋海浜公園などを参考に市川市側の利用法を考えたらよい。その際、県は大胆に権限を移譲して自由な発想で事業を展開する全体構造を準備することが大切である。	1名
	58	干潟の保全は重要だが、利用の面でも積極的に開放できるよう方針を立ててほしい。	1名
	59	干潟の利用者と共存できるよう生態系との棲分け方法等の研究を推進してほしい。	1名
	60	環境学習を通じて市民と定期的に浜辺の清掃を行うための計画が必要である。市民活動と連携して利用方法や生き物を紹介する看板を浜辺に設置する。	1名
第8節 環境学習・教育	61	日本における汽水域研究・内湾研究などを行う国や大学、研究機関の誘致・集積を図るとともに、地域・市民の意識啓発・生涯学習の場づくりを進める。	1名
	62	環境学習施設は十分なプログラムの検討を行った上で導入を進めてほしい。	2名
第9節 維持・管理	63	地域が主体となって進化型の維持・管理をつくりあげていくために必要な条件整備（施設整備・財政支援など）を担っていくことが大切である。	1名
第10節 制度及びラムサール条約			
10 - 1 三番瀬の再生・保全・利用のための条例の制定	64	問題点を具体的に明らかにして地元の意見と十分にすり合わせをしながら手続きを進めてほしい。	2名
10 - 2 ラムサール条約への登録促進	65	三番瀬をラムサール条約に登録するため、直ちに「犬猫の連れ込み禁止」や「鳥獣保護区」に取り組むべきである。	1名
	66	問題点を具体的に明らかにして地元の意見と十分にすり合わせをしながら手続きを進めてほしい。	4名
	67	2008年に開催される条約締約国会議までに登録に必要なことを完了してほしい。	1名
	68	三番瀬の中心に位置する船橋に環境・学習機能を併せたラムサール条約関連センター（仮称）を設置してほしい。	1名
	69	ラムサール条約の湿地復元の原則に従って、湿地を再生してほしい。	1名

第11節 広報	70	三番瀬を支える人たち・グループのネットワーク化を広域的にコーディネートしていくことが必要不可欠である。	1名
11-1 インターネット等による情報発信	71	ホームページや掲示板を活用し、県と関係市が協力して進めてほしい。 マスコミなどへのメディア戦略を積極的に進める必要がある。 携帯・ユビキタス・ワンセグなどを活用した広報プログラムが必要である。	4名
11-2 広報拠点活用事業	72	京成船橋駅高架下スペースに広報活動拠点の設置を検討してほしい。	1名
	73	広報活動の運営には市民団体やプロを交えた広報委員会を立ち上げるべきである。	1名
	74	市民・NPO・ボランティアを支援し、多地点型・ネットワーク型の広報を進める。	1名
11-3 三番瀬フェスタ開催事業	75	2008年に開催されるラムサール条約締約国会議に参加し、「三番瀬」保全の成果を世界に紹介する。	1名
第12節 東京湾の再生につながる広域的な取組	76	「三番瀬でとれる魚介類の産直会」等を開催し、自前の海で採れる食べ物を通じて自分たちが出す生活排水や水循環などを考えるきっかけをつくる。	1名
	77	他都県や国との協働、国際的な連携などの多層的な取組に関する全体構造を明確に盛り込んでいく必要がある。	1名
	78	行政だけでなく市民団体との連携が不可欠なので市民団体との連携について加筆する。	1名
	79	東京湾再生のための行動計画との連携に関しては、これまで具体的な説明はなく、人工干潟や人工海浜の造成、第2湾岸道路の建設は三番瀬の保全には繋がらない。	1名
事業提案	80	ごみの不法投棄対策、ごみの清掃	3名
	81	工業排水や生活排水などによる水質汚染防止のための排水権取引	1名
	82	水質汚染に係る研究機関の誘致等、環境保護区域としての三番瀬特別自然特区の設置	1名
	83	三番瀬から水揚げされた海産物の利益を還元するための三番瀬ファンドの創設	1名
	84	三番瀬に親しみ三番瀬を監視するための行政指導センターの設立	1名
	85	三番瀬を広く知ってもらうためのキャラクター（マスコット）作成	1名
	86	海からの視点にたった環境に調和した美しい景観に関する節を追加してほしい。	1名
	87	老朽化した漁港は危険なので早急に対策を講ずるべきである。	3名
	88	市川市塩浜1丁目にある漁港を市川港の航路に沿って沖側に移設し、現在の漁港を含めて1丁目の海岸を埋め立て、そこから海側に砂浜を造成する。 1丁目は産業道路以外に道路がないので、別のアプローチを考える必要がある。	1名
	89	多様な生態系の創出につながる貝殻を利用した人工魚礁の設置	1名

まちづくりに関する意見	90	魅力ある親水空間と海と暮らしに資する施設などがあれば優れた居住空間になると思うのでそのようなまちづくりを期待する。	8名
	91	首都圏を代表する高度医療機能を誘致してはどうか。	1名
	92	市川市塩浜地区の一部を埋め立てて、海に触れることができる近代的な住宅地区を整備してほしい。	1名
	93	市川塩浜2～3丁目の海岸線を100～200m埋め立てて、植樹をして自然の海岸に近づけるべきである。埋め立てた造成地は高潮に備えた防潮堤にする。	1名
	94	市川市塩浜周辺の幹線道路を整備してほしい。	4名
	95	市川市塩浜地区の資源を最大限に活用して、大きなエリアで一体となったまちづくりを希望する。 塩浜地区まちづくり基本計画に記載されている「自然環境学習施設」や「賑わい施設」等を整備し、賑わいのある「まち」をつくってほしい。	14名
その他	96	会議ばかりに時間をかけず、直ちにできることをひとつでも実行してほしい。	2名
	97	机上のプランだけでなく、動きとしてはっきりしたものを示してほしい。	1名
	98	環境の維持・管理に熱意をもって取り組む人をビジネス的な視点、まちづくりの視点から育てていくことが必要である。	1名

パブリックコメントとして提出いただいた意見の全文（計 9 1 件）

意見 番号	意 見
1	<p>「三番瀬再生計画（事業計画）（素案）」を拝見させて頂いたところ、千葉県は三番瀬を環境保護活動を推進する拠点としている様子が伺えます。この三番瀬の趣旨に沿うような施策を提案したいと思います。施策1「排水権取引」 施策2「三番瀬特別自然特区」 施策3「三番瀬ファンド」 施策4「三番瀬行政指導センターの設立」 施策5「キャラクター（マスコット）作成」です。これら5つの施策内容を具体的に説明します。</p> <p>施策1「排水権取引」ですが、三番瀬に注ぐ河川からの汚水を防ぐ施策として、工場排水や生活排水などによる水質汚染を防止する施策を展開することが重要であると私は考えます。</p> <p>そこで、三番瀬に汚水を注ぐ工場が排出される汚染物質を千葉県に申請し、千葉県が、これらの工場から申請された水質汚染物質を三番瀬周辺に与える経済的損失額（漁業などに影響を与える被害総額算出）し、その対価を排水権取引として売買を行うといった施策内容です。また、生活排水では、下水道の使用量などから排水権取引の基準とします。</p> <p>（イメージとしては、地球温暖化問題の改善策として導入されている「排出権取引」のシステムを応用した施策内容です。）</p> <p>次に、施策2「三番瀬特別自然特区」ですが、三番瀬は、淡水や干潟地といった水質の特性を生かした施策を展開することです。たとえば、水質汚染部物質を改善するための研究機関を推進することです。</p> <p>具体的な「三番瀬特別特区」では、税金などの控除を含め、水質汚染に係る研究機関の誘致することで、三番瀬を環境負荷に配慮した環境区域を起点として、ラムサール条約に変わる新しい環境保護区域として、三番瀬の意義を問うことが目論見です。</p> <p>施策3「三番瀬ファンド」ですが、たとえば、三番瀬近郊の漁場で取れた海産物を市場などで取り引きされている海産物を、三番瀬に比較的近い漁場をの漁獲高を指標として捕らえ、その指標を経済負荷の対価して算出を行い、その利益をファンドとして還元するといった施策内容です。</p> <p>施策4「三番瀬行政指導センターの設立」ですが、たとえば、三番瀬の淡水や干潟地といった水質の特性を生かし、淡水で取れる魚、干潟地で取れる魚を売りにして、魚釣りなどを通じて三番瀬に親しみを持たせる施策内容です。</p> <p>また、魚釣りに来る人が飽和状況に陥り、三番瀬の漁場に影響を与えないように、漁場環境を加味しながら、三番瀬の漁場を監督する機関を設けることも三番瀬の貴重な漁場を守るといった施策も重要であると私は考えます。</p>

	<p>施策5「キャラクター（マスコット）作成」ですが、三番瀬という場所を世間に普及させることで、三番瀬の抱えている問題を千葉県民をはじめ、全国に普及させ、新しい環境教育のあり方を問う情報発信ステーションとして、三番瀬の意義を示すことも重要であると私は考えます。</p>
2	<p>塩浜1～3丁目の護岸工事を最優先にするべきと考えます。</p> <p>三番瀬を埋め立てる計画があった為に、これまで手付かずの状態に置かれていました。現状は大変危険な箇所もあり、早急に（今年度中にも）護岸工事に着手すべきと思われます。</p>
3	<p>第二湾岸道路を東京都は造り都心部に大型車を入れさせぬ対策をしている。それなのに千葉県は埋め立てを中止し造らず、市川市は国道も京葉道路もいつも大渋滞です。それにも増して市川市塩浜の護岸も崩れ落ちるばかりとテレビ等で対策が遅いと指摘されている。埋め立てをしないならば、塩浜地区の雨水対策をしてほしい。大雨になると市川塩浜駅前が車が雨水で動けなくなるのは有名です。パトカーや消防車が道路閉鎖ででんてこ舞い。市川市営の葬儀式場が近くに有るが行けない。勿論、駅から長靴でも歩いて行けない位に川の様だ。海岸部は工場や運送会社が多い。不足している財源たる企業の確保、収益を上げて税金を納めさせる為にも強く塩浜地区の早急な下水道整備を計画に位置づけていただきたい。</p> <p>又、当然その最先端の護岸整備も緊急に行うべきです。</p>
4	<p>当社は塩浜2丁目に本社工場のある企業ですが、頭書の件につき下記意見がありますので、ご検討下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施計画が5年となっていますが、護岸を早急に完成させて下さい。塩浜1丁目、2、3丁目のすべての護岸整備をお願いします。環境団体の抵抗、県予算など問題点はあること承知していますが、「県民の生命と財産を守る」ということは、県行政のもっとも大切な、優先順位1番にくる案件だと思います。すでに護岸は崩壊をはじめており、地震、台風、津波などがあつた場合は、更なる護岸の崩壊、建物の損傷、水没による生命および財産への危険が想定されます。県は人間の命とカワウの命とどちらが大切なのでしょう？ 更なる崩壊が起こったとき、県は責任をとれますか？ ・塩浜地区には下水道整備がなされておらず、各企業とも浄化槽を設置しての対応となっています。今時、下水道も整備されていない地区が市川市にどれだけありますか？ <p>夜間住民がいないから下水道は不要との考えですか？</p> <p>塩浜地区に昼間の勤務人口は何千人いますか？</p> <p>その人たちの利便性は無視してよいのですか？</p> <p>この地域の企業が負担している固定資産税・都市計画税はいくらあるのでしょうか？</p> <p>また企業の法人税・企業で働く人たちが支払っている所得税・住民税はどれほどでしょうか？</p>

	<p>税金をしっかりと負担している企業・人々が社会貢献をしていると考えるのは当然でしょうが、その人たちの利便性に考慮がたりない県行政はどうかしています。下水道整備も真剣に検討いただきたい次第です。</p>
5	<p>三番瀬に関する意見（必ずしも再生計画素案ではありませんが）</p> <p>学者を交え再生計画が練られています。私は行徳に住む人間の意見としていま今一度再検討していただきたいと思います。</p> <p>今一度知事の開発計画撤回を撤回してもらいたい心境です。</p> <p>新浦安に目を向けると早々と埋め立てを行い近代的な街並が完成し（おそらくここも過去には三番瀬と同様以前には浅瀬が広がっていたのでしょう）、その評価は地価やマンション分譲価格にも現れています。一方市川市側はどうか三番瀬問題でくすぶり続けているため、市川塩浜駅の海側は家族連れなど全く近づけない防災上や治安上危険なエリアとなっています。</p> <p>駅は出来たけれど人口が張り付かないので、駅前開発は全く進まず、僅かな距離ではあっても新浦安との差は歴然、唾然とします。</p> <p>新浦安から市川に伸びる幹線道路も海で中断しており、当初の計画はどうなっていたのか疑問を感じます。</p> <p>これでは市川市側が非常に不利益をこうむっています。たとえば京葉線を利用しようとしても市川塩浜に行くバス便がない。せつかく海の近くに住んでいるのに海に触れることができない等です。</p> <p>せめて凹み部分でも埋め立て近代的な住宅地区として整備したらどうでしょうか。環境も大切なことは十分承知していますが、大儀名文の「環境」の言葉に100年の計を見失うべきではないと思います。</p> <p>もし、環境保護中心でいくなら、今の工場街を移転して、白砂の海岸線を造り、松を植えたりして市民が憩える千葉市の「稲毛の浜」風に仕立てるべきではないですか。一時的な直立護岸工事に多額の費用を充てるのは付け焼刃的かどうかと思いますが。</p>
6	<p>三番瀬再生計画（事業計画）素案を拝見しました。それに対する意見です。</p> <p>堂本県知事は、とっくに二期目になっておりますが、未だに三番瀬再生計画素案であり、現実に実行されていない三番瀬再生が遅すぎる、と思います。</p> <p>時間が必要な会議も在るということは理解しております。</p> <p>しかし、三番瀬をラムサール条約に登録する重要な干潟・湿地ならばこそ、直ちに「犬猫の連れ込み禁止」「鳥獣保護区」にすべきです。</p> <p>ごらんになって知っていらっしゃると思いますが、「犬を放し飼い禁止」の注意看板は私が船橋市市役所に再三再四申し出て設置した看板です。</p> <p>確かに三番瀬は渡り鳥にとって重要な中継地であります。一気にラムサール条約登録などと、もってのほか。大学院へ行く前に先ず、小学校からです。</p>

	<p>犬が鳥類を追い払うラムサール条約登録地がどこにありますか。</p> <p>上記の対策を講ずること無くラムサール条約に登録しようとするならば、私は次のラムサール条約事務局 http://ramsar.org/ <http://ramsar.org/>へ、三番瀬のラムサール条約登録は不的確の連絡をしなくてはなりません。なぜなら、千葉県ではなく国の恥になるためです。</p> <p>無用の三番瀬ライブカメラ・・・</p> <p>何のために、どんな必要性から三番瀬に無駄なライブカメラを設置したのか疑問です。谷津干潟にもライブカメラは在ります。ここは順光で鳥類が見られますが、三番瀬は逆光で鳥はシルエット。しかも谷津干潟は近距離の鳥を見て識別できるライブカメラですが、三番瀬のそれは全く用を足さない。</p> <p>つければ良い、というものでは無いと思います。無駄金を使わず、まずは犬の連れ込み禁止看板が、真っ先です。ライブカメラを設置するなら、松林よりも水際寄りでしょう。</p> <p>とにかく三番瀬再生計画（事業計画）素案は、環境省が発行した生物多様性の国家戦略丸写しに三番瀬の文字を差し替えただけであり、このような計画案は今頃遅すぎる計画で、しかもどれ一つすぐにやろうという行動力が伺えません。</p> <p>ちんたらちんたら会議せず、直ちに出来ることを一つでも実行する。それを願います。</p>
7	<p>塩浜2丁目の会社に勤務しています。</p> <p>①護岸の整備</p> <p>②ごみの不法投棄（時に会社の目の前に捨てられたごみに苦慮してます。）</p> <p>③周辺道路整備</p> <p>（国道に面している分渋滞などは地域問題だけではありませんが・・・道路周辺の美化は必要かと思われます。）</p>
8	<p>・ゴミの清掃</p> <p>・潮の流れを良くする</p>
9	<p>市川に住んで20年になります。</p> <p>時々、三番瀬に行きますが、赤錆びた護岸が美しくありません。</p> <p>折角海に面しているのですから、船橋海浜公園のように家族で潮干狩りや砂遊びができるような遠浅の浜辺を作って欲しいと願っています。</p>

10	<p>1) 水質環境</p> <p>A 塩浜地区の下水道整備を早急な計画に位置付けてほしい。(大雨時常に道路冠水)</p> <p>2) 護岸</p> <p>A 現在の直立護岸ではなく、海と触れ合える護岸とし、三番瀬に直接触れ合える整備を望みます。</p> <p>B 塩浜1、2、3丁目全域の護岸整備を緊急に完成させてほしい。 (実施計画が5年となっているが緊急に完成)</p> <p>3) 干潟</p> <p>A 砂を入れることで人工干潟を造成し、海に触れられるようにしてほしい。 (昔の三番瀬のようにすべきである)(海で遊べる砂浜を造って欲しい)</p>
1 1	<p>「第11節 広報」 2 広報拠点活用事業についての意見</p> <p>現在、京成船橋駅の高架工事が進行中です。この高架下スペースに三番瀬の広報活動の拠点が出来れば現在のサテライトオフィスより、市民との接触効果が大きく望める場所と考えます。相手が有る事ですので大至急お考えいただきたいものです。</p> <p>現在のスペースでは、だれに何を訴求したいのか、若干不明確になりやすいと思います。</p> <p>そして、広報活動の運営には、市民団体に展示や表現のプロも起用した広報委員会を立ち上げるべきではないでしょうか。ここに行けば今の三番瀬の中継や水質データの現況が電光板にリアルタイムで見られるとか、タッチパネル式の各種解説が見られるとか、気軽に市民が入れるように考えるべきでしょう。</p>
1 2	<ul style="list-style-type: none"> ・親水的な整備をすることはもはや当然と考えます。これだけ時間をかけて出来上がった護岸が結局親水的でなければ話にならない。ましてや海沿いに遊歩道・公園等を設置するのも当然であると思います。 ・それだけでなく、もっと面白く積極的な仕掛けで三番瀬と親しめる環境を作るべきではないでしょうか？例えば海に張り出したデッキ空間や、実際に海にこぎ出せる船などはいかがでしょうか？そこで環境保護を訴えれば良いのでは？人間はそんなに馬鹿ではないから、そういった場所であえて海を汚す行為に出る者はいないのではないかと思います。ならず者の行いが気になるので有れば、そういった場を有料にして、夜はクローズにしまえば良いと考えます。船に関してもディズニーリゾートや船橋・千葉と結んで、千葉県内独自の東京湾岸散策クルージングをなどもできるのではないのでしょうか？ ・とにかく護岸に関しては、早期に、かつ全体を、親水的なものにしていただき、他にはない何らかのしかけをしていただきたいと思います。 ・まちづくりに関しては、塩浜の資源を最大限に活かす形が望ましいと考えます。豊かな自然、交通利便性、漁業との連携の可能性など、この場所のポテンシャルは相当に高いと思料します。商業、エンターテイメント、スポーツ、医療・福祉系、滞在系、健康・美容系、学校など、土地利用は相当に色々考えられます。なるべく大きなエリアで一体となったまちづくりを希望します。

1 3	<p style="text-align: center;">三番瀬再生計画（事業計画）に関する意見</p> <p>1 第2章「第2節 生態系・鳥類」 「第1次事業計画の目標」に猫実川河口域の泥干潟の保全を加えて欲しい。 猫実川河口域の泥干潟は補足調査と市民調査で明らかのように、生物多様性を豊かに保持している。市民調査ではゴカイ類など環形動物、アサリ・バカガイなど軟体動物、カニ類など節足動物、魚類など脊椎動物を合わせて221種類の生物が確認されている。これらの生物はシギ・チドリ・カモなど水鳥の貴重な餌となる。</p> <p>2 第2章「第3節 漁業」 「事業名1 三番瀬漁場環境の改善」に猫実川河口域の泥干潟の活用を加えて欲しい。 猫実川河口域の泥干潟はハゼ、カレイ、ヒラメなど魚類の稚魚の成育の場となっており、藻場と同様に魚類の成育に重要な役割を果たしている。</p> <p>3 第2章「第5節 海と陸との連続性・護岸」 「事業名1 市川市塩浜護岸改修事業」は海域を狭めないで実施して下さい。 護岸直下に生育するアサリや千葉県レッドデータブックB類のウネナシヤマトガイ、更にハゼ・ギンポの稚魚を保護するために直立護岸前の石積みは止めて下さい。 以上</p>
1 4	<p>海と直接触れ合える護岸整備をお願いします。 また、5年以内などではなく、できるだけ早期の全体整備をお願いします。 子供と遊びにいけるような場所になって欲しいです。</p>
1 5	<p>円卓会議を開くなど、全国に先駆けて市民参加を謳われてきた千葉県の環境政策「三番瀬再生計画(素案)」を拝見しました。PDF化された事業計画書からは、保全に至った経緯や、なぜ再生が必要なのか理由が明記されていません。長くて過酷な闘争の末に1,600haとも言われる広大な浅海域(三番瀬)は残されたわけですが、保全の活動の中心となった方々の意見はどのように反映されているのでしょうか。</p> <p>また、再生目標として掲げられている項目についてですが、人工構造物建設以外は明確な将来像を描けません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 干潟・汽水域等の多様な環境の再生の試み 2. 後背湿地の再生の試みと自然な連続性が確保された護岸整備 3. 青潮発生の抑制と流入河川の水質や海域環境の改善 4. 漁業生産の安定・向上に繋がる漁場環境の改善と漁業の振興 5. 親水性の向上や環境学習・工法等を通じた県民参加の推進 <p>この中で気になる箇所は、再生の本質と思われる、1干潟・汽水域等の多様な環境の再生と2の後背湿地の再生が試みにとどまっていること。3の青潮の発生抑制が三番瀬エリアだけで可能なかどうか。4の具体的な対象魚種や目標漁獲量・金額が明記されていない。琵琶湖では固有種のセタシジミ年間漁獲量10万トンを目指しています。</p> <p>全国各地で同様の施策が行われていますが、純粋な漁業で儲けたい漁業者からは、「期待はずれの結果」が多いようです。620haの干潟浅場造成を完了した愛知県でも、漁業者への工事前説明では「この工事をするとアサリが増えて儲かる」と公言していたにもかかわらず、バカガイが一時的に発生しただけで、漁獲・収入とも事業者側の予</p>

	<p>言とは逆に下がってしまいました。</p> <p>5が緩傾斜護岸(俗に埋め殺し)設置の沖出しであるならば、稚貝着底場所を奪うことに繋がり、アサリ漁業には深刻な影響がでますので、計画からは削除することが望ましいです。</p> <p>千葉県民の良識と英知を信じています。結果に自信と責任の持てる事業計画を再度練ってくださることを希望します。</p>
1 6	<ul style="list-style-type: none"> ・私がすむ横浜市その他、市川周辺の浦安市や葛西では既にきれいな親水空間が作られている。市川市の危険な老朽護岸は一体的かつ早期に作り直してもらいたい。こんな状態になってからしばらく経っていると思うが、海辺のまちづくりも含め、魅力的な環境づくりを早急に進めるべき。 ・また、市川市塩浜護岸改修事業計画の中では3丁目は「長期目標」となっている。また1丁目に至っては範囲にも入っていないよう。これはおかしい。2丁目において長い時間をかけて安全かつ相応の親水的な護岸ができたところで、そこに来た人達が1や3丁目に来ることも考えられる。安全性や、今後の長期的なまちづくりの観点から早急な整備を求める。 ・護岸を再整備するに際しては、海沿いの遊歩道などの整備をしてもらい、また海に直接触れ合えるようにしてもらいたい。海を愛する人間としては、より海を愛しやすい環境を構築していただくことで、今後の環境保全に関する意識が自然に高まるものと考え
1 7	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事の関連で市川市内の三番瀬の周辺は良く行くが、都心に近く海が目目の前なのに、現在の街の状況は全くそれを活かしていない。それどころか、老朽化した護岸があり、危険きわまりない。置自動車などに関しては今後どうするつもりなのか？ ・千葉県の計画を拝見したが、これでは遅すぎるのではないか？このエリアに期待している人間は、官民間わず、また一般の方も含めたくさんいるはず。新浦安のまちづくりが次々に進展していく、早くしないと時期を失すのではないか？ ・また三番瀬後背地のまちづくりに関しても同様である。県ではこのことについてあまり検討されていないように見受けられるが、護岸整備に合わせ、早期の魅力的なまちづくりを地元市、地元地権者、関係企業などに訴えたい。

18	<p>◆ 第1章「事業計画の概要」(p1～5)</p> <p>第1節「事業計画の位置づけと計画期間」(p1)のトップに次のように挿入する。 「三番瀬に残っている多様な自然環境(浅海域、砂質干潟、泥質干潟)の保全を事業計画の原則とする。」</p> <p>理由：事業計画が対象とする自然環境の性格づけは、事業計画そのものの位置づけのために必須である。これらの環境はそれぞれ固有で多様な生物種を維持しており、これらを失うことは第3節1に掲げた「生物多様性の回復」(p2)の目標に反することになる。</p> <p>◆ 第2章「三番瀬の再生に向けて取り組む事業」(p6以降)</p> <p>第1次事業計画の目的(p6)として、目的達成のために「順応的管理」の手法を挙げていることを高く評価する。しかしこの手法の中で、モニタリング調査の結果の意味づけの検討が絶対に必要であり、そのために「評価委員会」の設置が再生会議で決定されながら、事業計画ではこの点が曖昧のまま「継続的事業」と「緊急・早期着手事業」が進行していることは、この計画の致命的欠陥である。やっと5月19日になってこの委員会が発足するのは、あまりにも遅すぎた。今後この委員会で否定された事業計画は、たとえ事業進行中といえども中止又は変更すべきである。</p> <p>◆ 同章第2節 生態系・鳥類、第4節 水・底質環境、及び第5節 海と陸との連続性・護岸</p> <p>後背湿地と位置づけした行徳湿地と三番瀬の間には湾岸道路と広い私有地が狭まり、行徳湿地が後背湿地の機能を発揮できるのか疑わしい。その解決に近づけるために、塩浜2丁目の市川市所有地を活用して、中期的事業としてはその護岸を崩して陸部を削り、三番瀬と行徳湿地の海水交換の促進と湿地再生(淡水と土砂導入)の実験場となるように提案する。第1次事業計画では、それに取り組むための調査・準備期間としていただきたい。</p> <p>◆ 同章第3節 漁業</p> <p>漁場再生検討会議ではアマモ場づくりとアサリの冬季減耗対策は効果が疑問視され、高水温耐性ノリの開発も、千葉県原産ナラワスサビノリで高生産を遂げている佐賀県を例に、現有種での技術改善の声が漁業関係者から挙げられており、検討が必要であろう。</p> <p>◆ 同章追加：第13節 海からの視点・景観</p> <p>三番瀬を囲む陸部を海から眺めたときに、環境に調和した美しい景観であるかどうかを再生会議で議論し、その成果を事業計画に追加してほしい。 以上</p>
----	---

19	<p>昔は行徳の海は汐がひくと海へ直に入れ、見渡す限り干潟が広がっていて、そこにはアサリ、ハゼ、シャコなど素手で採って遊んだりしました。</p> <p>その後、一期埋立により現在の直立護岸になってしまい、海があっても海とのふれあいが無くなってしまった。</p> <p>二期埋立の暫定としての護岸が二期埋立が中止になった以上、現在の直立護岸では海が目のあるのに海に触れる事も親しむ事もできない。</p> <p>私の意見としては、今の海は浦安の埋立でできた突き出た（D地区）の関係で潮の回流が悪くなり青潮の被害が出て、アサリやノリ、ハゼ等に被害が出ているのではないかと思います。行徳の海は「フキダマリ」と同じではないか？出来る事ならある程度埋立をして護岸から海へ直に入れるような砂浜や干潟を造り、潮干狩りなど海に親しめるような事業を望みます。</p> <p>埋立が出来ないのならせめて現在の直立護岸を無くし、海とふれあえる護岸として子供から大人まで海に直接ふれあえる人工干潟、砂浜を造ってください。（例としては船橋の海浜公園のような海）</p> <p>様々な人が行徳の海（三番瀬）に来て、海を眺めながら散歩やジョギング、サイクリングができるよう護岸や緑地を造り、公園的な機能を備え、人が集まってふれあいができる整備をお願いいたします。</p>
20	<p>行徳近郊緑地は豊かな自然があるにも関わらず、基本的にはその自然に直接触れ合えることができない。せめて海に関しては、市民及び近隣住民が親しめるような、場合によっては「お台場海浜公園」や横浜の「海の公園」くらいになっても良いのではないのでしょうか？</p> <p>都心の子供達にとって自然は貴重な学び場です。幼い頃から生物や植物に親しむことで、自然を大切に作る心が育まれるのです。特に海と親しめる環境が都心には少な過ぎます。そのような公園や砂浜を整備すれば、大きな話題（例えば、「潮干狩りが出来る都心生活」など）にもなって、市川市や千葉県にとってもPRにつながるのではないのでしょうか？</p> <p>市川塩浜のまちづくりに関しては、どのようなエリアで行われるのでしょうか？</p> <p>1～3丁目が一体的にまちづくりされるのであれば、相当に面白いことができると思います。</p>
21	<p>件名の件につき、HPを拝見し意見を述べさせて戴きます。</p> <p>弊社は、昨年に移転して参りましたが、工事中に護岸の陥没（事故）があり、大変不安になったことを覚えています。</p> <p>また、護岸に柵があるおかげ（？）でトラック等の長時間駐車は後を絶たず、交通に不便だけでなく、ゴミの投棄等環境的にも問題があると思われます。</p> <p>塩浜1・2・3丁目の護岸工事は、急務だと思います。</p>

2 2	<p>1 第1章について</p> <p>① 事業計画の目標を具体的に設定してください。</p> <p>第1次事業計画は、今年度（平成18年度）から平成22年度までの計画です。これだけ短期の計画である以上、目標はもっと具体的に設定できるはずで、できるだけ数値目標をいれて平成22年度までにどれだけの再生をすすめるのか、明確にしてください。</p> <p>② 基本計画と事業計画の進捗についてのヘッドとなる部署を明確にしてください。</p> <p>これだけ多くの事業が相互の連携なしに各担当部署の判断で実施された場合、担当部署が善意であっても三番瀬の自然環境を悪化させてしまう心配があります。全体の事業計画に目配りをしてゴー・ストップの指示をくだすヘッドが絶対に必要です。その部署を明確にして、その指示に必ず従い、全体の事業をバランス良くすすめることを明記してください。</p> <p>2 第2章</p> <p>とくに「継続事業」「緊急・早期着手事業」については、目標を具体的に（できるだけ数値目標として）明記してください。</p>
2 3	<p>・魅力有る親水型の空間にしていきたいと存じます。少しでも海に入れる砂浜や公園を作っていただきたいです。また、現在は護岸が危険で家族も連れていけないので、早期の環境整備をお願いします。</p> <p>・後背地のまちづくりに関してですが、新浦安の現状を見ると、住宅地としては可能性があるのではないのでしょうか？魅力有る親水空間と海と、暮らしに資する施設（商業など）があれば、東京湾岸の中でも優れた居住空間になるような気がします。そのようなまちづくりを期待したいです。</p>
2 4	<p>水質の透明度を高めるように是非勤めて欲しい。</p>
2 5	<p>東京在住ですが、東京湾において貴重な干潟を保全することは重要ですが、有効的かつ安全な利用ができる場所への展開を期待しています。</p> <p>お台場や幕張のような海浜となれば、子供をつれ遊びに行きたく思います。</p>
2 6	<p>意見：人工浜辺を整備して遊びの名所にしてほしい</p>
2 7	<p>子供達が自然に親しめ、地域住民の交流に役立つような計画にしてほしい。</p>
2 8	<p>自然なのが失われ、子供たちが安心して遊べる場所がなくなっている為、自然・住環境の両面で周辺住民にプラスになる計画をしてほしい。</p>
2 9	<p>全体の構成に対する意見</p> <p>この事業は先の基本計画に立って計画されていると思います</p> <p>よって、基本計画にうたわれている「これ以上海域を狭めない」「現在残っている干潟・浅海域は保全するという原則」を守って下さい。</p> <p>また、順応的管理という言葉があちこちに散りばめられていますが、個別目標、目標達成基準が書かれていません。基準に達しないときは中止があることを明記して下さい。</p>

	<p>2章 三番瀬の再生に向けて取り組む事業</p> <p>1節 干潟・浅海域</p> <p>事業名 干潟化の試験</p> <p>干潟化の試験について土砂の流入と流出のバランスが崩されたとされることから、緩慢な土砂供給を人為的に行うと書かれているが、人為的な土砂供給をしなくても淡水導入により部分的には土砂の供給が行われると考えられる。人為的に土砂供給をしないことと、淡水導入の試験を行うことが先と考える。どの場所を想定しているのか具体的に書いて欲しい。順応的管理により行うのであれば目標をはっきり示して欲しい。</p> <p>3節 漁業</p> <p>事業名 三番瀬漁場環境の改善</p> <p>基本計画案と事業計画目標に整合性がない</p> <p>基本計画案には三番瀬とその周辺海域は多くの魚類や貝類などの産卵・生育の場とあるが、事業計画に流れづくりがある。</p> <p>猫実川河口域の泥干潟はハゼ、イシガレイの生育場で、神奈川の漁師も三番瀬があるお陰でイシガレイが採れると云っている。ここは静穏域なので稚魚の成育場となっている。流れを創ったら生育場でなくなる。流れづくりは止めて下さい。</p> <p>(補足調査の生物生育状況、、、“奥行きが広い静穏性などが三番瀬に生息する魚類にとって好適な条件となっている”と記載されている)</p> <p>生物は生活史、生活様式、生育環境を持っている。生物の保全に必要とされる生息基盤、環境条件を把握して欲しい。</p> <p>東京湾の漁業に寄与しているこの海域は、保全区域として手を入れないで下さい。</p> <p>事業名 藻場の造成試験</p> <p>藻場は良いと云うがどんな機能があるのか科学的根拠を示して欲しい。また移植は元を減らしてしまうという発言が検討委員会で出されています。</p> <p>よその藻場を減少させてまで造成しないで下さい。</p> <p>藻場はどのような条件の時、生育可能なのか、検証が先です。</p> <p>なお、藻場と同じような機能を持つカキ礁が猫実川河口域にあります。</p> <p>ご存じのようにカキ礁は、小さい生物にとって 1. 直射日光から守る 2. すみかを提供 3. 強い波から守る 4. 隠れ家の提供 5. 水質浄化 6. 堆積物食の生物に餌を提供 と様々な機能をしています。</p> <p>魚礁、浄水場を兼ね備えているわけです。その上、カキ礁周辺は、人工では作れない泥干潟なのです。</p>
--	--

	<p>(一砂質干潟とは異なり泥質干潟の再生技術は技術的知見がない状況— 国土交通省港湾局環境整備計画室) 貴重な泥干潟の保全が第一です。</p> <p>4節 水・底質環境</p> <p>事業名 江戸川左岸流域下水道事業</p> <p>円卓会議に於いても再生会議においても、三番瀬の再生には関係ないと云うことで議論をさせてもらっていません。ここにポーンと出てくることはおかしい。 今後、この課題について、再生会議でしっかりした議論をしてください。</p> <p>5節 海と陸との連続性・護岸</p> <p>事業名 市川市塩浜護岸改修事業</p> <p>海と陸との連続性を謳うのであれば、陸側を削って行うべき。海域を狭めないという円卓会議のまとめを無視するもので、海側に石積みを張り出して行うことは認められない。 その上、生態系に配慮した高潮防護の護岸改修と書かれているが護岸直下にはアサリや千葉県のレッドデータブックB類のウネナシトマガイ、更にハゼ、ギンポの稚魚もいる。これらの生物は石積みをすることにより生き埋めにされる。直立護岸前の石積みはやめてください。 <モニタリング調査><順応的管理>と書かれています。生態系にも配慮した順応的管理ならば、事業量目標、整備目標だけでなく、生態系の目標も設定しなくてはなりません。具体的目標基準を併記して下さい。基準に達しない場合は中止もあることを加筆して下さい。</p> <p>事業名 自然再生事業</p> <p>湿地復元など自然再生の実現をはかるのであれば、かつて海であったところを海にすることです。自然再生法では過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的としています。三番瀬で過去に損なわれたものは、埋立により海域を狭めたことです。 海域減少、干潟の減少、漁場環境の変化、後背地の消失、淡水や土砂の流入量の減少、人が海と親しめなくなった、生態系の破壊などは、全て内陸部を含めた埋立が原因と事業計画案にも記述されています。埋め立て地で未利用地になっているところを海にもどすのが先決です。</p>
--	---

	<p>6節 三番瀬を活かしたまちづくり 具体的な事業計画は記載されていませんが、国土交通省では新たな高潮対策として堤防のかさあげ強化に代わる津波、高潮対策として、堤防の内側に潮遊地や植樹帯の設置を検討しています。上記のものを組み込んだまちづくりを進めれば三番瀬が全国のモデルになるでしょう。</p> <p>12節 東京湾の再生につながる広域的な取り組み 具体的なことは書かれていませんが、三番瀬を通して東京湾全体を考えていくなら「三番瀬でとれる魚介類の産直会」等を開催してはいかがでしょうか。食物輸入はチッソ輸入にもつながります。自前の海で採れる食べ物を通して自分達が出す生活排水や水循環などを考えるきっかけが与えられます。</p>
30	<p>私は東京都に在住の為、この地域の住民としての考え方よりも、会社の経営的立場からの意見がメインとなります。①護岸、防潮堤、を早急に完成させて欲しい。②地域の住民が海と親しむ砂浜を造るならば、道路（交通事故）・防犯・衛生、といった面も考慮しつつ、地元企業の経営活動とトラブルの起きない様な配慮の下で、進めて欲しい。以上です。</p>
31	<p>意見：千葉県とは近県で、家族で大変よく遊びに行きます。子供でも安全に遊ぶことができる人工干潟にしていきたいと思っております。</p>
32	<p>【第5節 海と陸との連続性・護岸】 海岸線は、人が海とふれあう「玄関」「顔」のような存在です。景観・デザイン性に優れた計画を願います。その際、護岸という隔離・管理を重視するあまり、市民が直接に海へアクセスできるような連続性が犠牲にされてはならないと思います。特に、後者がこれからの水資源の活用戦略にとって、より重要視されなければならないと考えます。</p> <p>【第6節 三番瀬を活かしたまちづくり】 (1) 「三番瀬」というかけがえのない自然資産であり、観光資源の特徴を最大限に活用するような利用方法を考える必要があります。その計画策定にあたっては、行政による条件整備と、そこを利用する現場の知見（市民、地権者、NPO・ボランティア、教育・研究機関）の融合が大切だと思います。 (2) 具体的な活用方法として、ウォーター・フロントの飲食・娯楽・ショッピング・センターなども有効ではないかと考えます。 (3) 市川側の計画においては、すでに進行している他の計画（市川塩浜駅周辺、行徳湿地一体の自然環境保護）との調和・調整をはかる必要があると思います。</p>

【第7節 海や浜辺の利用】

- (1) 船橋海浜公園のようなよき見本を参考に、市川側の海・浜辺の利用法をかんがえたらよいと思います。
- (2) そのためのルールづくり、地域広報・イベントの実施に関しては、地元・地域・市民・NPO・ボランティア・学校などに、大胆に権限を委譲し、自由な発想で事業を展開する「全体構造」を、県として準備することが大切ではないでしょうか。
- (3) キーワードは、32ページの本文冒頭にあるように「ふるさとの海」だと思います。その思いを共有化していくような、「環境」「護岸」という枠にとらわれない、広範な活動が重要であると考えます。

【第8節 環境学習・教育】

- (1) 三番瀬の特徴を活かして、日本における汽水域研究・内湾研究などのナショナル・センターを目指して、国レベルの独立行政法人や大学、研究機関の誘致・集積をはかることが大切だと思います。
- (2) 専門・先端的な研究と同時並行で、地域・市民への意識啓発・生涯学習のリージョナル・センターとなることが求められると思います。
- (3) それら(1)(2)が高い次元で融合するような「知の場」として、三番瀬が機能することを願います。

【第9節 維持・管理】

官から民へ、必要な業務は大幅に地域・単位行政に委譲していく方向を確立すべきであると考えます。維持・管理も、地域・現場の視線から、常に改善を積み重ねて行けるような「進化型の維持・管理」を、地域が主体となって作りあげていくことが必要であると思います。そのために必要な条件整備（施設設備・財政支援など）を、しっかりと県が担っていくことも大切です。

【第11節 広報】

- (1) インターネット、広報誌などのほか、マスコミなどへのメディア戦略を積極的に進める必要があります。
- (2) 広報拠点を、公的な機関のみが担うのではなく、市民・NPO・ボランティアがそれらの役割の一端をにない、そこに支援を行っていくような、多地点型・ネットワーク型の広報が求められます。
- (3) 携帯・ユビキタス・ワンセグなどがキーワードとなっています。それらを最大限活用した広報・プログラムが必要です。
- (4) 三番瀬再生クラブ、三番瀬再生キッズのみならず、三番瀬を支える人たち・グループのネットワーク化を、県として広域的にコーディネートして行くことが必要不可欠です。

	<p>(5) 公的なルートによる広報も大切な情報チャネルです。県・各市の広報のネットワークを活用して、継続的な市民への情報提供を推進していくことが大切です。</p> <p>【第12節 東京湾の再生につながる広域的な取り組み】</p> <p>千葉県内のみならず、他の都県との協働、国との協働、国際的な連携など、多層的な取り組みが必要です。それらの全体構造を、基本計画・行動計画の中にも明確に盛り込んでいくことが大切だと思います。 (以 上)</p>
33	<p>従来言われてきたことと重複することとは存じますが、地権者としての立場から三番瀬と近郊緑地という環境を活かし、ふさわしい街づくりをするために、護岸の問題については安全性と美観の観点から遊歩道や親水性を充分配慮したものを考えて下さい。</p> <p>具体的には、親しめる海辺にする。(現状では100%不可能)</p> <p>シンボルとなる様な施設の設置をモデルプランとして早急に市民に提示する。</p> <p>現在、市川市で塩浜駅前に設置しているプレハブ程度では余りアピール度が少ない。</p> <p>いずれにしても机上のプランだけでなく予算上の問題があると思いますが、動きとしてハッキリとしたものを示してください。</p>
34	<p>三番瀬の再生計画案、5つの『再生の目標』は是非この目標に則って進めていただきたいです。</p> <p>しかも5つの内、4つに回復という文字があるように早急にすすめていかねばならないのではないのでしょうか。そして安全に自然にふれあえるのであれば、素晴らしい事だと思います。海のないところに住んでいるので、大事にしていきたいと思います。</p>
35	塩浜1、2、3丁目のすべて護岸整備を早急をお願いします。
36	人口海浜を造り子供から大人まで遊べるスペースに整備してほしい
37	<p>市川市内に在住する者です。護岸整備と合わせまちづくりが進むようですが、海や自然といった地域の環境を活かした、特徴有るまちづくりを期待します。三番瀬の魚介類が食べられるレストランや、女性でも行きやすいショップ・スポーツ施設・美容施設などができると、市川市の新たな名所になると思います。護岸整備も同様ですが、なるべく広いエリアをそのような魅力あるエリアに一気に再開発していただくことを希望します。また、人が住めるようにすれば、にぎわいも出るのではないのでしょうか？</p>
38	護岸からデッキを延ばしてディズニーランドへも行けるような遊覧船があったら楽しいと思います。漁港さんどうですか。
39	海をながめながら食事をしたり、とれたての海の幸をさかになに一杯飲みたい。漁港の協力を期待したい。
40	刑務所のような高いコンクリート壁はいただけない。海と人を隔離するのは絶対反対である。
41	海に触れられ、家族で楽しめるような砂浜や磯浜の海岸整備としてほしい。環境・環境ばかりでは楽しくない。

4 2	市川塩浜地区のまちづくりや護岸整備、三番瀬に関連するイベント情報等の広報はホームページや掲示板を設置するような方法で行ってほしい。 広報活動は県と関係市が協力しながら行ってほしい。
4 3	再生・保全・利用のための制度及びラムサール条約への登録については、地元の意見と十分すり合わせをしながら、手続きを進めてほしい。
4 4	環境学習施設が本当に有効に利用されるのか疑問がある。十分なプログラム検討を行って導入を進めてください。
4 5	東京湾において貴重な干潟を保全することは何よりも重要なことですが、利用についても積極的に開放できるよう大方針を立ててください。
4 6	お台場や幕張のように人工海浜を作ってほしい。
4 7	県の策定する三番瀬の再生計画の遅れにより、地区内の土地利用にも大きな影響をもたらしていると思います。枠組みを決定するまえに、民間のノウハウを生かしたまちづくりを先行的に着手できるよう、地元と協議を図ってほしい。
4 8	市川塩浜のまちづくりに対し、県は市有地を含めた民間地権者のまちづくりに制度面、税制面でのインセンティブを与え、早期に事業化できるようバックアップを図ってほしい。
4 9	護岸沿いを快適に利用できるよう、他の先進事例を研究し、良いところをどんどん取り入れて整備を進めてほしい。
5 0	下水道整備を進め、水質環境の改善に努めてほしい。 安全で海に親しめ、漁協の方々にも利用しやすい護岸を早急に整備することが必要です。
5 1	著しく老朽化した漁港は、子供の遊び場になった場合、大変危険なため、早急に対策を講じるべきである。
5 2	干潟の利用者と共存できるように、生態系との棲み分け方法などの研究を推進してほしい。
5 3	子供でも安全に遊ぶことができる人工干潟にしてほしい。 浦安から塩浜1丁目の端まで、護岸沿いにウッドデッキ等で三番瀬を囲むようなプロムナードを整備してもらいたい。
5 4	最近の子供たちは自然の中で、どのように遊び・学んでよいか分からないというのが実態であり、このためにも環境学習センターの内容充実を望みます。
5 5	整備後の清掃や維持管理についてもきちんと行ってほしいと思います。捨石護岸ばかりだと石の間にゴミがはさまりがちで見苦しくなるのでは？
5 6	護岸整備と一体となった楽しいまちを創ってほしい。人が住んで、なぎさと一体となった生活が塩浜地区のまちの最大の魅力になるのではないのでしょうか。
5 7	お台場のような人工海浜があればウインドサーフィンが楽しめる。海の環境を最大限生かす賑わいの場としてほしい。

58	三番瀬は今まで人の生活と自然が共生してきたところに最大の価値と意義があると思います。その歴史と文化を継承するような人の生活や暮らしが見える整備をお願いします。
59	海岸沿いをずーっと走れるサイクリングコースがほしいです。駅前に専用のレンタル自転車があればなおうれしい。
60	現状の塩浜地区はきれいな場所とは言いがたく、まちづくりを進めることにより、より良い環境へ大きく変化すると思います。早く、すばらしいまちをつくっていただき、一日も早く市民に開放してほしいです。
61	塩浜護岸の老朽化・陥没等については、よく耳にします。工場で働いている人もいますし、まちづくりが進めば人も来ます。整備計画は5年間ということですが、塩浜1～3丁目のすべての護岸整備を緊急に行う計画に見直す必要があります。
62	「海辺の環境軸」や「賑わいの環境軸（特に行徳近郊緑地とのネットワーク）」ができれば、ここへ来る人々に対して、より一層楽しめる空間・時間を提供することができると思います。
63	塩浜地区まちづくり基本計画に記載されている「自然環境学習施設」や「賑わい施設」等を是非とも整備していただき、いつも賑わいのあるような「まち」をつくってほしい。
64	<p>標記の件に関する小生の意見を以下に箇条書きにて延べさせていただきます。</p> <p>1 再生のコンセプト</p> <p>(1) 砂浜・干潟の再生：直立護岸の現状を改善し、稲毛・幕張や葛西臨海公園のように人工による砂浜の再生が基本条件と考えます。</p> <p>(2) 人が集まりたくなる施設誘致：JR京葉線の中で、市川塩浜駅の周囲が一番発展していないと思われます。何でも良いですから、「殖産興業」の精神で、人が集まる施設を誘致して、経済活動を活発化させ、税収増に繋がる施策を行うべきと考えます。</p> <p>(3) 一部埋め立て実施：現在の猫実川河口付近は汚いので、浦安市との境付近は若干埋め立てて、河口を更に海側に移動した方が、三番瀬の環境が好転すると考えます。</p> <p>2 再生事業のスピードアップを要望</p> <p>(1) 現状は「ウィーン会議」？：小生は懇談会等に参加しておらず詳細は存じ上げませんが、新聞情報等で見ていると、「会議は踊る、されど会議は進まず」の如き様相とお見受けします。現在の堂本県政は三番瀬擁護が一つの旗印でした。既に2期目の現在になって、コンセプト募集とは今まで何をして来られたのか疑問を禁じえません。</p> <p>(2) 県行政の効率化促進を希望：先般、某新聞の情報では、このN年間の地方公務員数の減少率は、全国48都道府県の中で、千葉県が最も少ないそうです。</p> <p>民間の感覚からすれば、本件に代表されるように「議すれど決せず、決すれど為</p>

	<p>さず。」の状況が他の行政分野でも蔓延しているのではないかと懸念致し、千葉県民として、誠に情け無い思いをしています。</p> <p>(3) タイム・スケジュールで事業管理を！：釈迦に説法で恐縮ですが、このような事業は、時間軸を明確にして「何時までに何を決めて、何を準備すべきか」の計画・実行・統制を繰り返すべきです。関係者のコンセンサスを得るための時間が必要な事は分かりますが、僅差であっても、選挙に勝利した堂本知事は、県民の支持を受けた自信を持って、議論を早期に集約し、コンセプトを纏めて、時間軸に沿って、本事業を進めるべきです。さもなければ、誠に失礼ながら「無駄飯を食っている」との悪評の謗りを免れません。</p> <p>以上、勝手な事を申し上げましたが、千葉県行政の効率化・県民サービス向上の推進をご祈念申し上げて、意見具申を終わらせて頂きます。</p>
6 5	<p>これから引越しを考えており、市川市を検討しており今後、海浜公園や商業施設ができれば、子供の為にも良いと思いますのでお願いします。</p>
6 6	<p>著しく老朽化した漁港は、危険なため対策を講ずるべきであり、よりよい都市再生計画の推進を望みたいと思います。国民の声を反映してください。</p>
6 7	<p>第1章第1節（事業計画の位置づけと計画期間）の中に、「三番瀬の再生は、現在ある干潟・浅海域を保全したうえで進める」ということを明記してください。</p> <p>(理由)</p> <p>三番瀬再生計画検討会議（円卓会議）がまとめた「三番瀬再生計画案」には、三番瀬再生の基本的な考え方として次のことが書かれています。</p> <p>「わが国はラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）の締約国であり、三番瀬はその登録湿地となることを目指していることから、その再生にあたっては、2002年の締約国会議において採択された『湿地復元の原則とガイドライン』に沿ったものでなくてはなりません。すなわち、湿地復元における最終目標・目標・評価基準の明確化、望ましくない副作用の回避、従来工法に対する生態工学の優先、現存する湿地の保全維持の優先、……などであり、今後三番瀬再生計画の具体化にあたっては、本指針との整合性を配慮する必要があります。」（42-43ページ）</p> <p>また、「現在ある干潟・浅海域は保全した上で」環境の多様性の回復をめざす、とされています（44ページ）。</p> <p>これは、自然再生を進めるうえで最も重要なことであり、欧米先進国では当たり前のこととされています。保全があってこそその再生です。この原則をおろそかにして再生事業を進めれば、新たな自然破壊を招くこととなります。</p> <p>また、円卓会議が提案した基本原則を無視するのでは、2年間と3億円をかけて開かれた円卓会議はいったい何だったのか、となります。</p> <p>現在ある干潟・浅海域は保全するというを明記してください。</p>

6 8	<p>三番瀬の再生に向けて取り組む事業</p> <p>第1節 1 干潟・浅海域</p> <p>「三番瀬では埋立てによる干潟の減少や地盤高の低下による干潟の浅海域化が進んだので緩やかな土砂供給を人為的に行う等して、干出域の形成に取り組むことが重要」とあるが、特に猫実川河口域においては、シルト質の泥干潟が広がり、そこに生息する底生生物も多く、また稚魚の生育場所、水質浄化、漁礁としての役割を果たしているカキ礁も存在し、三番瀬の多様な環境を形成している。猫実川河口域の保全をしっかりと記述してほしい。</p> <p>第3節 漁業</p> <p>1 三番瀬漁場環境の改善</p> <p>ここでの目標は漁場環境改善の推進という言い方になっているが、漁場再生検討委員会では重点項目として「流れづくり」は人工干潟造成（土木事業）と説明されている。人工干潟を造成しても流れが早くなるとは限らないというシュミレーションも出ているが、もっと根本的なことを言えば、そのようなことが閉鎖的な漁場再生検討委員会の中で決定されてしまい、それがそのまま事業計画とされるようなプロセスが「千葉県の住民参加による意思決定」なのか強い疑念を感じる。</p> <p>3 藻場の造成試験</p> <p>「これまでの藻場造成調査の結果から、現在の三番瀬ではアマモの越夏は困難と推定されますが、」と述べられており、しかも、漁場再生検討委員会では漁業者からは否定的な意見こそあれ、早期に着手して欲しいとの声はなかった。また、同委員会の委員からはアマモを移植することに問題もあるという意見もあり、緊急早期着手事業というのはおかしい。</p> <p>第12節 東京湾の再生につながる広域的な取組</p> <p>国、関係自治体等との連携による広域的な取組（4）東京湾再生のための行動計画との連携について、国土交通省などの関係省庁や関係都縣市において策定された行動計画に基づき、陸域負荷削減策、海域における環境改善対策などを実施するとあるが、今まで内容の具体的な説明はなかった。東京湾の保全・再生事業が人工干潟、人工海浜の造成、第2湾岸道路の建設といった土木事業であるなら、三番瀬の保全と繋がるものではない。</p>
6 9	<p>海辺に砂を入れることで砂浜・干潟を再生し、昔の三番瀬のようにした方がよいと思います。</p> <p>お台場海浜公園・葛西臨海公園・幕張海浜公園といったところでも取り入れられている手法であり、新鮮さがないかもしれませんが、塩浜地区に隣接する三番瀬は、かけがいのない貴重な自然であり、この自然を後世に受け継いでいかなければならないというこ</p>

	<p>とを多くの人達に理解していただくためにも、触れ合える環境にさせていただきたいと思 います。 以上</p>
70	<p>時代の要請である「人と自然との共生」を図りつつ、バランスの取れた開発・インフラ の整備をいかに進めていくかが、重要なポイントであると認識しています。</p> <p>千葉県・市川市・地域住民の三者が一体となって、東京都に隣接した最後の開発地域と いっても過言でない塩浜地区を三番瀬という貴重な自然を守りつつ、いかに有意義な空 間として創造し、実現していくかが三者に課せられた使命ではないでしょうか。</p> <p>とりわけ生活に密着したインフラの整備については、交通渋滞の改善・環境改善（ゴミ 問題、ホームレス問題）・雨水排水対策・下水道の整備といった地域住民固有の課題が山 積しています。</p> <p>護岸の改修工事が、三番瀬の自然環境の維持・改善を推進する環境保護団体を中心とし た大きな輪によって計画が遅れていることは承知しております。もとより、自然環境を 軽視するつもりはありませんが、護岸の改修工事は地域住民の生活・財産を守る上で最 も重要なものであることは異論を挟む余地もなく、地域住民としては早急な着工・完成 を望むものであり、同時並行的にかつ速やかに、前期課題の早期解決も推進していただ きたく、関係各位の一層のご尽力を切に願う次第です。 以上</p>
71	<p>三番瀬は、市川市でも千葉県でもなく国として保全し再生していかなければならない、 かけがいのない貴重な自然と言えます。この自然を後世に受け継いでいく責務が私たち にはあると思います。</p> <p>海辺に砂浜を設け、人々が身近に触れ合う環境を整備することは、自然に対する共通 の認識を持っていただくためにも非常に有効な手段と思います。</p> <p>あわせて、海に流れ込む汚水をコントロールし、海の汚れを防止するためにも、塩浜 地区の下水道の整備が重要になると思います。</p> <p>環境保全のためにも、早急に進めていただきたいと思います。 以 上</p>
72	<p>干潟の干出ししない水深帯に貝殻を利用した人工魚礁（貝殻魚礁）を設置することを提案 いたします。貝殻魚礁を設置することによって以下のような効果が期待できると考えら れます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貝殻の重なりによる隙間には、小型の十脚類や端脚類等の多種多様な動物が非常に 多く生息します。 ・干潟の泥部とは異なる生物相が形成され、より多様性に富んだ生態系が創出します。 ・生息する小型動物は魚類にとっても有効な餌料となるため、漁獲資源の増加に貢献 できます。 ・また、カキ等の貝殻を使用するため、廃棄貝殻の有効利用・リサイクルにも貢献で きます。

7 3	老朽化した漁港等は、危険であり、イメージを落としていくためお台場や幕張等の良い所を取り入れて、海岸線の整備を進めて欲しい。
7 4	<ul style="list-style-type: none"> ●人工干潟を造成し、子供たちが海に触れて遊べるようにしてほしい。 ●刑務所の壁のような、景観の悪い護岸をつくってほしくはありません。 ●実施計画では5年となっていますが、早急に完成してほしい。 ●浦安から塩浜1丁目まで、海岸沿いに海を眺めたり、触れ合ったりしながら走れるサイクリングロードをつくってほしい。 ●砂浜や展望デッキ・磯遊びの場、隣接の漁港と一体となった遊覧船や環境学習船の発着、新鮮な魚介類の販売・シーフードレストラン・屋台村などの整備等、市川市の海の玄関口としてあらたな顔づくりが必要だと思います。
7 5	干潟を残しつつ、幕張のような施設を希望する
7 6	<p>市川塩浜地区の海岸線は、いかにも工事の途中でうち切ったことがありありと分かる周りとも全くマッチしない直線的で無味乾燥は護岸になっている。これに少しぐらい手を加えても三番瀬を再生させるには遠く及ばない海にしかない。海らしい海に少しでも近づけるためには、最低限次の対策は必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 塩浜3丁目の京葉線に沿った海岸線を100～200m埋め立て、植樹をして少しでも自然の海岸線に近づけるべきだ。 2 塩浜2丁目の米山鉄工からゴルフ練習所にかけての海岸線についても同様のことが言える。現在の海岸線（護岸線）に固定することはどう考えても無理があり、将来禍根を残すことになる。 3 塩浜1丁目については現在の行徳漁港を1丁目の先端にある漁協の位置から市川港の航路に沿って沖側に移設し、現在の漁港を含めて1丁目の海岸線を埋め立て、そこから海側に砂浜を造成して新しい三番瀬を形成すべきである。 4 1丁目から3丁目まで、埋め立てた造成地を高潮に備えた防潮堤にするとともに、砂浜でくつろぐための遊歩道や林、海浜公園を整備することで、はじめて実効のある海浜となる可能性がでてくる。特に1丁目の現在の海岸道路は産業道路であり、ほかに道路がないので、1丁目海岸への別のアプローチを考える必要があると思う。
7 7	<ol style="list-style-type: none"> 1 塩浜の護岸は、崩れかけているので一刻も早く恒久的で安全な護岸を建設するようお願いします。今まで放っておいたのは行政の怠慢です。5年も10年もかかるようでは困ります。 2 三番瀬の海をこのままでなく、砂を入れるなどして砂浜・干潟を再生して、より多様な生物が暮らせる環境を人工的に作ることが望ましい。 3 現在のように直立護岸でなく、十分ゆとりをもったなだらかな海岸にしてほしい。 4 護岸沿いに遊歩道や林を整備し、海浜公園のように親水性のある場にしてほしい。 5 地域で働く人たちの安全を第一に考えた護岸をつくることが絶対条件である。 6 前回の台風で実際に被害にあっており、現状では全く安心してられない状態なの

	<p>で、一刻も早く護岸を改築してほしい。</p> <p>7 外から来ていろいろなことを言う環境団体の人達がいるようだが、ここで暮らしている市民にとっては切実な問題であり、はなはだ迷惑なことだ。勝手なこと云うことはやめてほしい。</p>
78	<p>●塩浜1、2、3丁目の全ての護岸整備を緊急に行ってほしい。</p> <p>環境も大切であるがそこで仕事をしている人達の安全のために護岸整備を急ぐ必要がある。</p> <p>●浦安から塩浜1丁目まで、海岸沿いに、海を眺めたり、触れ合ったりしながら歩けるプロムナードをつくってほしい。</p>
79	<p>専門的なことは良くわかりませんが、近くに住んでいる者として誰でも安全で親しみのもてる海岸にしてほしいと思います。</p>
80	<p>・環境保護はもはやビジネスです。うわべだけで環境保護を訴えてもそれは机上の空論に過ぎません。千葉県においては様々な取組を模索されているようですが、そのための原資はどこにあるのでしょうか？仮に県民の皆様の税金ということであれば、それは県民が納得するのでしょうか？税金をあてにするのであれば、そもそも県民が納得する護岸を整備しなければなりません。中途半端に一部だけを相応の護岸及び親水空間に仕立て上げるだけで県民の皆様は納得するのでしょうか？</p> <p>・貴県の資料を拝見しましたがその中に「三番瀬の自然環境の再生は、自然を相手にする息の長い取組」とありました。そして「維持・管理」に向けた施策の体系図等もありましたが、これは誰が主体となって行うのでしょうか？そのための原資はどこにあるのでしょうか？</p> <p>・本当に長期的な再生を目指すのであれば、ビジネスとして、またまちづくりと一体となって人が主体的にそこで関わり合いながら行うべきと考えます。ビオトープネットワークや環境保護団体とやりとりするだけでなく、もっと広域的に（物理的にも立場的にも）、かつビジネス的な考え方を取り入れても良いのではないのでしょうか？今回一生懸命再生させた三番瀬の環境を同じように100年後も熱意を持って管理してくれる人はいるのでしょうか？そのような人をビジネス的な視点で、もしくはまちづくりの視点で育てることこそ長期的な環境保護につながると考えます。</p>
81	<p>1 護岸整備は、地元に住む人・働く人にとって、安全優先の点から必要不可欠であります。</p> <p>2 台風での水位上昇による洪水、地震による津波などを考えると一刻も早い実行が必要です。</p> <p>3 又、1丁目を含めた塩浜地区全域を対象に期間を10年と言わず、短縮して実行をお願いしたい。</p> <p>4 地元で暮らす人たちが、海に憩いを求め、散策、サイクリングなどを安心して出来るような護岸や緑地の整備を是非お願いいたします。</p>

8 2	<p>第1章 第2節 第1次事業計画の構成と事業の時間軸整理</p> <p> 中期的事業・長期的事業</p> <p> <追加>中期的事業および長期的事業の中で，自然環境や野生生物に関わる事象は現状を保護または保全する</p> <p> 理由：中長期事業に取りかかる前に，現状を改変あるいは悪化させないことが重要である。</p> <p>第1章第4節 第1次事業計画の目標</p> <p> <2行目>第1次事業計画では，基本計画で定める5つの再生の目標の達成に向けて</p> <p> <追加>第1次事業計画では，基本計画にある「現在残っている干潟・浅海域は保全するという原則」，「海域をこれ以上狭めないという原則」をもとに，基本計画で定める5つの保全・再生の目標の達成に向けて</p> <p> 理由：基本計画の原則を明記すべき．基本計画案P6，P19を参照．この原則は，本来，基本方針で示すべきものである。</p> <p> 「再生」だけを使うと現存の重要な環境要素の「保全」が担保されない。</p> <p>第1章第4節 第1次事業計画の目標</p> <p> 1 干潟・汽水域等の多様な環境の再生の試み</p> <p> <変更・追加>1 干潟・浅海域等の多様な環境の保全と再生の試み</p> <p> 理由：汽水域は行徳湿地での試行なので，2に含まれる．2で扱うべき。</p> <p> 1では干潟・浅海域の重要性を示すために「浅海域」を明記する。</p> <p> 「再生」だけを使うと現存の重要な環境要素の「保護」，「保全」が担保されない。</p> <p>第1章第4節 第1次事業計画の目標</p> <p> <変更>第4節を第1章の最初に持ってくる。</p> <p> 理由：最初に目標を示すのが分かりやすい。</p> <p>第2章第1節 1 干潟化（干出域の形成）の試験</p> <p> <追加>旧江戸川からの自然な土砂流入の復活を図る，あるいは，緩慢な土砂供給を人為的に行う等して，</p> <p> 理由：人為的土砂供給だけでなく，河川からの自然な土砂流入を優先的に検討するべき。</p> <p>第2章第11節 3 三番瀬フェスタ開催事業</p> <p> <追加>2008年10月に韓国昌源市で開催されるラムサール条約締約国会議（COP10）に参加し，「三番瀬」保全の成果を紹介する。</p>
-----	--

	<p>理由：三番瀬保全は、ラムサール条約の観点から高く評価されるので、その経験を世界的に広報することに意義がある。</p> <p>第2章第12節 第1次事業計画の目標 <追加>東京湾岸で活動する市民団体と連携し、 理由：行政だけでなく市民団体との連携が不可欠である。</p>
83	<p>特に市川塩浜の周辺に関してですが、三番瀬及びその沿岸部は、交通利便性に優れ（都心に近い）、自然環境あふれる、眺望的に恵まれた非常に希少価値性の高い場所と考えられます。</p> <p>自然環境を閉鎖的空間で保護するだけでなく、人間が近くにおいてそれに触れ合える場所とすることで、立地環境を最大限に活かした、魅力的なまちづくりができるのではないのでしょうか？</p> <p>単に自然を保護するだけなら、もっと田舎でもできます。</p> <p>この場所ならではの目線で三番瀬を見つめ、そして自然にとっても、人にとっても、未来にとっても豊かな環境を残すような護岸整備とまちづくりを期待します。</p>
84	<p>再生計画の問題点</p> <p>I、「2ページ」第1次事業計画における主な取組の 1 三番瀬の自然再生のための具体的施策</p> <p>この項の5行目「このため、本事業計画では、必要な調査検討を行なった後、多様な環境の再生の試みとして、淡水導入の試験や<u>「干潟化を実施します。」</u></p> <p>上記部分の「」内の下線の部分を削除し、ここに以下の「」の下線部分の文章を挿入する。<u>「三番瀬の全ての生物への影響を最小限に食い止める配慮をモニタリングと順応的管理の手法を慎重に用いて、旧江戸川からと行徳湿地と三番瀬を繋ぐ暗渠を可能な限り其の幅を広げて開渠化することにより実施する。」</u>に訂正する。</p> <p>その理由は、計画案の本文による表現の裏には、塩浜2丁目を中心にして砂入れを行なうことで「陸と海の連続性を確保する」との計画が考えられるからである。もしこの計画を実行すれば、現在の三番瀬の環境を基本的変化をもたらす可能性がある。其のことは、現在の1800haの海域に現存する砂干潟と泥干潟の環境を根本的に変更する変化をもたらす恐れがあるからである。</p> <p>II、第2章 三番瀬の再生に向けて取り組む事業 【計画事業】8ページ</p> <p>I 干潟化（干出域の形成）の試験</p> <p>5ヵ年の目標：干潟化試験の実施の項」の3行目「また、三番瀬への土砂の流入と流出のバランスが全体的に崩れているものと推測されことから、<u>緩慢な土砂</u></p>

供給を人為的に行なう等して、干出域の形成に取り組むことが重要です。」とありますが、「 」の下線の部分を削除し、ここに「 」内に示す、次の文言を挿入する。

「旧江戸川からと、行徳湿地の暗渠をより幅を広げた開渠による緩慢な土砂の流入を十分なモニタリングと順応的管理の手法を慎重に用いて実施することにより干出域の形成に取り組むことが重要です。」に改める。

Ⅲ、「第2節 生態系・鳥類」

【施策の体系図】 11ページ

「後背湿地の再生」→行徳湿地再生事業（三番瀬との海水交換の促進、）の後の分部をつぎの「 」内のように改める。

「湿地の汽水域化の促進等を現在ある暗渠をより幅の広い開渠かを図り実施する。」と改める。

同様に12ページの「事業計画」の「事業内容」の＜施設の整備＞の4行目「このため、三番瀬との海水交換を促進し、～」の部分の次の様に改める。

「このため、現在ある行徳湿地と三番瀬を繋ぐ暗渠を可能な限り幅の広い開渠に改め海水交換を促進し～」

「第3節 漁業」

【第1次事業計画の目標】

安定した生産と収入が得られる三番瀬の漁業を実現するためには、漁場の生産力の回復を図ることが重要です。

このため～以下を次のように改める。「漁業振興と漁業生産の安定に向けて、三番瀬再生計画会議の当初からの重要な目標であった漁業者の会議への復帰・参加を早急に図ることが極めて重要である。」を挿入する。

【この点が特に重要である理由】

漁業問題を検討・考慮する上で、漁業組合の関係者が再生会議に参加していない状態は、極めて異常である。大西会長が当初強調したように、再生会議に漁業組合の代表が参加していない状態は早急に改める必要がある。三番瀬における漁業の重要性を考えれば、今の状態は、いわば「片肺飛行」状態である。

さらに、「三番瀬漁業再生検討委員会」が、殆ど「再生会議」と無関係に漁業問題を審議・検討している状態は、「円卓会議」の提案を実施・検討することを任務とする「再生会議」として「其の任務を果たせない」状態にあるといっても過言ではなく、将来的にも双方の委員会の「並立状態」は基本的矛盾を孕んでいるといえる状態である。

したがって、この矛盾を早急に解消する真剣な努力を図るべきである。

	<p>「第4節 水・低質環境」21ページ</p> <p>【施策の体系図】→「行徳湿地再生事業（第2節 生態系・鳥類に記載）のあとを次のように改める。」→（三番瀬との海水交換の促進を現在ある暗渠を開渠にして、可能な限り拡幅するとともに猫実川を整備し江戸川との水の流入、流出の促進を図る。）と改める。</p> <p>「汽水域の復活、干出域の拡大」→「干潟化の試験（第1節 干潟・浅海域に記載）の部分を「第1節で書き改めたように改定」</p> <p>「第5節海と陸との連続性・護岸」</p> <p>【基本計画案第2章第5節】</p> <p>7行目「そのため、安全性が保たれていない護岸については、護岸を可能な限りセット・バックし、現在の海域をこれ以上狭めないことを原則にして安全かつ生態系の配慮した護岸改修を早期に進めるとともに～と続ける。</p> <p>【第1次事業計画の目標】の内の</p> <p>【施策の体系図】→「市川市塩浜護岸改修事業」を「市川市塩浜護岸改修事業は円卓会議の基本原則を生かし、海域をこれ以上狭めない立場から、現在の海岸線を可能な限りセット・バックして実施する。」に改める。</p> <p>また、「護岸の海側及び陸側に於ける自然再生への取り組み」の→「干潟化実験（第1節 干潟・浅海域に記載）の部分は削除</p> <p>「第10節 再生・保全・利用のための制度及びラムサール条約への登録」</p> <p>【第1次事業計画の目標】</p> <p>三番瀬の再生・保全・利用は、関係者の相互理解のもとに将来にわたってたゆまず取り組んでいくことが重要です。</p> <p>このため、三番瀬の再生・保全・利用等の枠組みを明確にする条例の制定や谷津干潟と三番瀬との連携を考慮したラムサール条約への登録について、～の以下の部分は、次の様書き改める。「この障害になっている問題点を具体的に明らかにして、地域住民をはじめ、関係者・関係機関との協議・調整を進める。」と言う文言に改める。</p>
85	<p>市川塩浜で働いている女性ですが、通勤しづらい環境で、困っています。</p> <p>トラック等の長時間の駐車で危ないことや海岸沿いの街灯などが無い為に車通勤でないと夜は歩いて帰るにも、自転車で帰るにも危なくて困ります。</p> <p>もっと人が、女性が、働きやすい環境になるよう塩浜1・2・3丁目の護岸工事は、急務だと思います。</p>

86	<p>三番瀬問題については環境問題を主張する方もいらっしゃるようですが、現に働いている人のことをもっと考えてほしいと思います。何もしなければホームレスが住みつき、ごみが捨て放題となり、無法地帯となることも考えられ、かえって環境に悪影響を与えるのではないかと思います。</p>
87	<p>はじめに</p> <p>(1)「基本計画(素案)」にもとづき、いよいよ35の「事業計画(素案)」が、諮問されました。</p> <p>「埋立計画」の白紙撤回後、これで三番瀬が保全できると多くの市民がホットしたものでしたが、「事業計画(素案)」の「干潟化」「干出域の形成」「護岸の改修」等を見ると、浅海域へ土砂や捨石等を人の手で流入することは、海域の生物を絶滅させ、生物多様性等を破壊することになります。</p> <p>一度破壊した自然環境は、元に戻りません。東京湾に残された貴重な干潟・浅海域へ人の手で土砂等を流入することはやめ、次世代へ引き渡しましょう。</p> <p>(2)今年もまた、日本湿地ネットワーク外が、4月14日を中心に主催して「干潟を守る日」の催し物が、全国各地60箇所以上で開催されました。</p> <p>その際、参加者で確認された「干潟を守る日2006宣言」には、「今回候補に挙げながら(ラムサール条約)登録へ進めなかった多くの湿地を始め、全国各地のかけがえのない干潟や湿地に依然として開発の脅威も迫っています。一般には保全されたと理解されている釧路湿原や三番瀬でも、『自然再生』事業の名目で、従来型の公共が継続されたり、されようとしており、同様の懸念が全国的に高まっています。」と三番瀬は全国からも注目されています。全国からの注目に応えて、三番瀬の真の保全・再生に実を挙げなければなりません。</p> <p>1. 第2章第1, 2, 3, 4, 5, 7節</p> <p>(1) 対象事業</p> <p>干潟化(干出域の形成)の試験(7, 8, 11, 16, 22, 28, 32頁)</p> <p>(2) 意見</p> <p>海域においては、土砂流入による干出域の形成、干潟の造成を行わないで、河川からの土砂供給によること。</p> <p>(3) 理由</p> <p>イ:「三番瀬再生計画案」(以下「計画案」という。)にも、「基本計画(素案)」にも、三番瀬再生事業の指標である次のことが示されています。</p> <p>(イ) 現在残っている干潟・浅海域は、保全するという原則(「基本計画(素案)」6頁)</p> <p>(ロ) 海域をこれ以上狭めないことの原則(「基本計画(案)」19頁)</p> <p>(ハ) 多様な水・底質環境の回復、流入河川等の汚濁負荷の低減による水質改善等を</p>

進め、生物の多様性の回復及び環境の回復力の確保を図ること（基本計画（素案）19頁）

ところが、どちらの（案）にもこれらの指標に反する「干潟化」「干出域の形成」が、並列されています。これは、円卓会議や再生会議が結論を急ぐあまり、双方の関連や調整をおこたり、十分な吟味をしなかったために残された矛盾です。「事業計画」（素案）を検討するに当たり、これらを慎重に十分検討・吟味して「事業計画（素案）」が真に三番瀬の保全・再生に寄与するものとなるか確認しなければなりません。

ロ：海域において、土砂流入による干出域の形成や干潟の造成は、海域の生物を絶滅させ、生態系、生物多様性を破壊し、海水の浄化力を減少させることとなります。特に、最近猫実川河口近くに広大なカキ礁の存在がテレビや新聞で紹介され、絶滅危惧種のウネナシトマヤガイが生息しているなど豊かな生態系になっていることが分かってきました。これらを干出域の形成等によって絶滅させることは、上記指標「(イ)」に反するもので、取りやめる必要があります。

ハ：これらの「事業計画」は、生物の生息する海域を狭め、生物多様性等の回復力の確保に寄与することにならないので、上記イ～（ロ）、（ハ）の指標に反するいわば土木工事であり、とても認められるものではありません。

ニ：「干潟化」は、成功した事例がなく、海域での試験では、自然環境を破壊することに代わりがないので、認められません。

ホ：「かつての干潟的環境を再生させるという目標を実現するには、現在残っている干潟・浅海域は保全するという原則の上にとって、河川からの淡水や土砂の供給、内陸湿地や地下水を通じた淡水の供給など、干潟的環境を成立させる要件を取りもどすことが必要です。」（「基本計画（素案）」6頁、「計画（案）」43頁）とされており、海域への土砂供給は、河川からの供給にまかせる必要があります。

2. 第2章第4節

(1) 対象事業

青潮発生の抑制（22頁）

(2) 意見

「事業名 6 青潮発生の抑制」として次のことを追加すること。

「青潮発生の原因である浚渫窪地を埋戻すこととし、必要な調査を開始する。」

(3) 理由

イ：浚渫窪地は、かつて千葉県が三番瀬の埋立事業を進めるために、三番瀬の海底を無数、無秩序に浚渫し、土砂を埋立に利用し、その窪地を放置しているものです。埋立計画が中止になった段階で、千葉県は本来これら三番瀬のキズ跡を県費により直ちに埋戻工事を実施すべきであるのに、今日まで何ら手を打たず放置して青潮の発生等により漁業等に影響を与えていることは、まったく遺憾であります。早急に

浚渫窪地の埋戻を実施する必要があります。

ロ：「生活雑排水等による富栄養化や浚渫窪地の存在、あるいは経済活動を支える上で必要な航路の存在は、三番瀬の生物に悪影響を与える青潮の発生や進入を促しています。」（「事業計画（素案）」21頁）や「三番瀬に近い浚渫窪地の埋め戻しなど、三番瀬から沖へのなだらかなつながりをつくるための改善と青潮の発生を抑制する努力を継続します。」（計画案）54頁）とされながら、「浚渫窪地の埋戻事業」が計画されていないことは、まったくの手落ちであります。

ハ：青潮発生を抑制するために、早急に「浚渫窪地の埋戻事業」を実施することを確認する必要があります。

ニ：第1次事業計画として、浚渫窪地の現状等を調査する必要があります。調査項目は、次のとおりです。

浚渫窪地の分布状況、規模、生物の生息状況、青潮の発生状況、埋戻用の資材、その調達方法、工法、費用、着工順序等。

3. 第2章第5節

(1) 対象事業

市川市塩浜護岸改修事業（29頁）

(2) 意見

同「改修事業」を再検討し、現直立護岸の位置で改修するか、埋立地において傾斜護岸を築造すること。

(3) 理由

イ：同「改修事業」は、同「検討委員会」でも、再生会議でも三番瀬再生事業の指標（上記1～(3)～イ）との関連や調整が十分検討されずに、結論が急がされたため同「指標」と矛盾したものになっています。

ロ：「生態系にも配慮した」とは、どういうことでしょうか。同「改修事業」が実施されれば、海域が狭められ、生物多様性等の回復力の確保に寄与できないことが明らかです。

ハ：同「改修事業」の着工に先立ち、4月1日のモニタリング(事前調査)参加しました。護岸沿いに約10m幅に広がっているカキ群には、無数の生物が生息しているのに、これらがすべて捨石の下に埋め込まれ、絶滅されることが現実になっていることを実感しました。この三番瀬で、人と他の生物が共生しているのに、人の手でこれら生物を絶滅させることは、許されません。

ニ：「市川海岸護岸改修による環境への影響予測」(同「事業計画」資料)により「影響予測」をおこなっているが、問題点があります。

(イ) 同「改修事業」により「護岸直下のハビタットは一旦消滅するが、改修後の護岸にも同様のハビタットが復元される」としています。

- A：浦安市入船周辺の護岸を例にしているが、予測は不明です。
- B：「復原」されるとしても、一度消滅したものの復原であり、海域を狭めたうえ、生物多様性等の回復力の確保にはほど遠いものです。このような「事業」に多大な費用をかけて浅海域を狭めることが、「再生事業」といえるのでしょうか。
- C：類似例として習志野市の石積傾斜堤を挙げているが、浅海域の様相が異なり、潮間帯生物の構成の類似だけでは、期待が困難です。
- (ロ)「モニタリングの仕組等」(同「影響予測」12頁)があるが、同「改修事業」が着工に入っているのに、順応的管理及びモニタリングの内容が明らかにされていません。このような状態で工事が進んでしまうのが心配です。
- A：「目標の設定」で、「潮間帯ハビタットの復元」は、いつ、どのような状態を目指すのでしょうか。
- B：モニタリングで、4月1日に事前調査を実施したが。その結果はどうなっていますか。
- C：順応的管理及びモニタリングは、今後どのようにおこなわれるかわかりません。
- D：順応的管理及びモニタリングは、専門家だけでなく、一般市民の参加をえて協働でおこなう」としているが、いつ、どのようにおこなわれるのか、その体制はできているのかわかりません。
- (ハ) 同「改修事業」は、以上のとおり問題があるので、中止し、現直立護岸の位置で改修するとか、埋立地において傾斜護岸を築造するとか、再検討する必要があります。一度埋め込んだ浅海域は元に戻りません。いまやり直しても、遅くありません。

4. 第2章第8節

(1) 対象事業

環境・学習事業（34頁）

(2) 意見

船橋にラムサール条約関連センター（仮称）を設置すること。

(3) 理由

三番瀬において、同条約の登録にともない、同条約関連の活動が予想されます。これら活動は、三番瀬の中心に位置する船橋に設置される環境・学習施設において併せて同センターを設置し、同活動をおこなうことが必要です。

5. 第2章第1, 2, 3, 5節

(1) 対象事業（8, 12, 18, 29頁）

順応的管理及びモニタリングの具体化

「事業計画」に関連して順応的管理及びモニタリングを実施することにしてい

るものは、次のとおりです。

イ：第1節 (イ)「干潟化(干出域の形成)の試験」(8頁)

(ロ)「淡水導入の試験」(8頁)

ロ：第2節 「行徳湿地再生整備事業」(12頁)

ハ：第3節 「藻場の造成試験」(18頁)

ニ：第5節 「市川市塩浜護岸改修事業」(29頁)

(2) 意見

各「事業計画」に応じた順応的管理及びモニタリングの内容を具体的に記載すること。

イ：順応的管理及びモニタリングの内容は、「計画案」(54～55、139、140、141～142頁)に簡記されています。

ロ：「事業計画」の段階から、市民、環境団体、漁業者、専門家、行政など個人、団体が参加し、順応的管理及びモニタリングの目標(「環境への影響予測」を含む)、指標、目的、計画、方法、記録、検討、手直し要否の判定等を公開で実施し、共有します。

ハ：上記ロの結果は、評価委員会からの報告により再生会議で評価等を行います(「三番瀬再生会議」設置要項 第2条(3)(4)第7条第2項)。

(3) 理由

イ：上記(1)の「事業計画」のうちイ～(イ)及びニは、再生事業の指標(上記1～(3)～イ～(イ)～(ハ)に反するので、順応的管理及びモニタリングを実施するとしても、決して自然環境の破壊を許されるものではありません。

ロ：上記(1)の「事業計画」のうちハには、「モニタリングの実施」があるが、「順応的管理の実施」がありません。同「事業計画」は、自然環境に少なからず影響を与えるので、「順応的管理」を実施する必要があります。

ハ：順応的管理及びモニタリングは、「事業計画」により自然回復を目指す実施や管理としての車の両輪になっています。第2章第9節で、「モニタリング方法、指標づくりの検討事業」が挙げられているが、モニタリングは順応的管理とあわせて実施されなければ、実効がありません。

ニ：各「事業計画」に、「順応的管理の実施」の言葉が記述されているが、具体的にどのように実施するか明記されていません。内容は、「事業計画」によって異なるので、「事業計画」ごとに各々明記する必要があります。

6. 第2章第10節

(1) 対象事業

ラムサール条約への登録促進(40頁)

(2) 意見

	<p>登録の目標として、2008年に開催される第10回ラムサール条約締約国会議（開催地韓国）までに登録に必要なことを完了すること。</p> <p>イ：同条約登録について、地元自治体や漁業組合と個別に及び一同に会して打ち合わせや協議を重ね、合意をえるよう千葉県として粘り強く進めること</p> <p>ロ：登録の範囲は、三番瀬+行徳湿地として関係者の合意をえること</p> <p>(3) 理由</p> <p>イ：「事業計画（素案）」の内容は、「計画（案）」（146～148頁）、「基本計画（素案）」（28頁）とほぼ同様に書き写されたものであり、具体的な実施内容がないので、「事業計画」になっていません。早急に具体的な内容を検討して書き直す必要があります。</p> <p>ロ：堂本知事は、新聞発表等で「ラムサール条約は、必要な再生事業の見通しができてから・・・」とか、首都圏整備促進協議会で毎年「第2東京湾岸道路の早期具体化」を要望していることから、同条約の登録に非常に消極的であることは、大変遺憾であります。千葉県は、三番瀬の保全のため同条約の登録を積極的に進める必要があります。</p> <p>ハ：同条約の登録は、国際的な湿地保全として進められていることであり、三番瀬の保全にとっても確かな道であり、少なくとも他の「事業計画」と並行して進める必要があります。三番瀬を早期に保全するという点で、他の事業より遅らせることは出来ません</p> <p>ニ：2008年は、同条約の国際会議がアジアの韓国において開催され、登録事業はその会議に向けて国際的にも国内的にも盛り上がることになることから、登録を促進するために2008年を目標とする必要があります。</p> <p>ホ：漁業組合は、再生会議の委員に参加してないので、誠意を持って何度も打ち合わせを重ね、同会議への出席とともに、登録の合意をえる努力が早急にもとめられています。</p> <p>ヘ：登録基準が、「水鳥」だけでなく、湿地保全へ広がっているので、三番瀬と行徳湿地を含めた範囲で登録を進める必要があります。</p>
88	<p>1節 干潟・浅海域</p> <p>干潟化（干出域の形成）</p> <p>意見の対象：三番瀬の土砂流入と流出のバランス、干潟化の試験</p> <p>意見：砂の動きなど図で変化状況が見られると（一般市民にも）学習になる。干潟化の試験はどこで何時から行うのか具体的に何箇所か候補を挙げてほしい。データ公開と考察を明確にする。</p> <p>提案：どこの節でもいえる。いつから、どこで実施するのかを数箇所あげて欲しい。</p>

2節 生態系・鳥類

行徳湿地再整備

意見の対象：三番瀬の後背湿地として機能発揮が・・・

意見：三番瀬と繋ぐ水辺を暗渠でなく、親しめる水路の水辺として、再生して欲しい。湿地環境の影響など、どんな方法を考えているのか示して欲しい。

提案：鳥類の調査により底性生物との関係と水質との関係の分析が欲しい。

三番瀬の生態系調査

意見の対象：(2) 環境条件

意見：砂質、泥質など比較の調査、潮まわりによる生き物の移動と分布の変化の考察など

提案：潮の移動の調査は出来るのか

3節 漁業

2 アオサ対策

意見の対象：アオサの処理方法

意見：アオサの回収と処理のみでなくアオサが腐敗堆積するのを待つのみでなく。早い時期にアオサの有効利用を前向きにけんとうする自然の恵みを活かす考え方が欲しい。ゴミのように扱うのは反対です。しかも、お金をかけて・・・

提案：潮干狩りのように、「アオサ刈り」など計画して、市民に楽しんでもらう。もちろん、食べ方や保存方法の指導を漁師さんにしてもらおうなど。水質の安全性の調査をしてから。

3 藻場の造成

意見の対象：緊急・早期着手

意見：藻場の調査こそ長年の経験者漁業者に活躍してもらいたい。

提案：稚魚の生息状況など環境学習に活かして欲しい

4 ノリ養殖管理

意見：漁業環境が不安定とあり、疫病によるとあるが、これは具体的な疫病名とどんな影響があるのか明記してほしい。

提案：水質との関係なのか、気温との関係なのか、データでの分析をする。

6 アサリの資源生態

意見の対象：資源の変動

意見：資源量と水質、潮の流動性など具体的にグラフ化して欲しい。アサリ資源の減少を言葉で聞くだけでなく、数年のデータからも分析する必要があるのではないか。2年前はアサリの大収穫の年もあったので

	<p>は？</p> <p>提 案：アサリやノリの資源ばかりに偏らず、海のめぐみを年ごとの種類の違いを豊かに活用する考え方はできないものか。（アオサが取れすぎるときは、その資源を漁獲する。</p>
	<p>4 節 水・底質</p> <p>海老川流域水循環</p> <p>意見の対象：生活排水などから住民に対する啓発</p> <p>意 見：汚濁負荷量削減の合併浄化層にする地域を示して欲しい。 リーフレット、ホームページ、広報などの方法だけでなく、市民が自家に体験する方法も考える。</p> <p>提 案：海老川に負担をかけている地域市民と海老川を散策ツアーなど各自治などの協力で行う。必要に応じた目で現地の状況を市民が見て考えることも一方では必要です。</p>
	<p>5 節 海と陸の連続性</p> <p>1 市川市塩浜護岸改修事業</p> <p>意見の対象：護岸の整備</p> <p>意 見：海を狭めての工事実施は賛成出来ない。後背地の確保に予算を使う方法への転換になることを願っています。</p> <p>提 案：開発で海を狭めて来たのだから、地球環境からも未来を考えて、気がついた所から。撤退と保護を優先することが大事ではないか。</p>
	<p>6 節 海を活かしたまちづくり</p> <p>意見の対象：人が海とふれあいにくい</p> <p>意 見：浦安→市川→船橋と海の側に遊歩道が繋がるようにして、それぞれの海辺の特徴を活かした海辺づくりを考える。隣と同じようにするばかりが海辺の賢明な活用にはならない。</p> <p>提 案：船橋と市川の隣接地（野球場のある）を潮溜まりの干潟に戻して順応的管理をして干潟化の実験が出来るのではないか。海水流入もやりやすいのではないのでしょうか</p>
	<p>7 節 海や浜辺の利用</p> <p>意 見：浜辺の清掃を市民と遊びや環境学習を通して定期的に行う計画が必要</p> <p>提 案：海辺に利用方法や生き物図鑑の看板を立てる。魅力的な。業者に依頼するばかりでなく、市民がかつどうする。</p>

	<p>★全体的に事業計画に具体性が薄くスローガンのように読み取れました。ちょっと時間切れになってしまいました。</p>
89	<p>千葉県庁は事業者としてこの三番瀬再生「事業計画」素案を作成したのですから、今後三番瀬の保全・再生の結果について広い範囲の責任を有する立場であると思います。事業計画案では三番瀬再生計画案を尊重し、堂本知事の公約である三番瀬埋立計画の白紙撤回及び今後埋め立てはしないという表明を具体的に実現していくことを要望します。</p> <p>事業計画の策定にあたって三番瀬再生計画案で明記された「三番瀬の海域をこれ以上狭めない」ことは県民や市民に約束した最低限守るべき前提であり重要な理念です。しかし、事業計画では護岸の造成のために海への張り出しが計画され、本当に理念を事業計画の中で守る気があるのかどうか疑問を抱かせます。事業計画の多くが建設工事の提案であったり、従来事業の継続を提案しているように感じます。ラムサール条約の湿地登録を本気で取り組む方針や自然環境の改善項目にもっと優先順位をあげて議論をして計画してほしいと思います。</p> <p>またモニタリングしながら順応的管理に取り組むということですが、再生会議の席上、ある委員が「モニタリングは何の役にも立たないが妥協のためやる」と発言しましたが、単に調査をしたことで体裁を整えるなら、その委員の発言のようにモニタリングも順応的管理もお題目にすぎないということになります。県が実施した護岸環境基礎調査の結果について三番瀬再生会議では時間をかけて議論をしたのでしょうか。調査はしても検討や評価があまいモニタリングは事業計画全体に寄せる信頼感を低めることになりますので、常にデータを公開し、県民や市民の信頼を高めるモニタリングを実施していただきたいと考えます。 以上</p>
90	<p>第2章 第1節 干潟・浅海域 干潟化 猫実川河口域は多数のアナジャコやカキなどが生息する三番瀬にとって最も生物多様性にとみ、重要な泥干潟であり、ここを干出化する人工干潟化はやめるべきである。 この区域には30haの干潟があり（2006.04.29）、堆積傾向にある。 淡水導入の試験 淡水導入は干潟化の試験より先に行ってほしい。</p> <p>第2節 生態系・鳥類 行徳湿地再整備事業</p>

	<p>干出域の拡大、淡水導入の整備を行ってほしい。 三番瀬（塩浜）との水管を開渠にする事業もできる場所から早く進めてください。</p> <p>第3節 漁業 三番瀬漁場環境の改善 猫実川河口域は魚類等の稚魚が育つ重要な海域です。ここを人工干潟化して流れづくりをすることには反対します。</p> <p>第4節 水・底質環境 江戸川左岸流域下水道事業 第1終末処理場は見直しすべきである。（人口減、県民の費用負担増） 合併処理浄化槽をもっと普及すべきである。</p> <p>第5節 海と陸との連続性・護岸 海域を狭めないを原則に海側に石積みで張り出すことは再検討してほしい。（カニ護岸、粗朶護岸も一部とり入れてほしい。）</p> <p>第10節 ラムサール条約への登録促進 ラムサール条約は国際湿地保護条約であり、三番瀬はすぐに登録すべきであり、そのように行動してほしい。 そしてラムサール条約の湿地復元の原則にしたがって、湿地を再生してほしいと思います。</p>
9 1	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全とまちづくりは共存できるものと思います。緑地保全に関しては里山という概念があり、これは人間がそこにおいて生活をすることで成り立つ考え方です。臨海部においても同様の考え方ができると考えており、当該地でも展開できるのではないのでしょうか？このことから人が住まうことも念頭に入れた魅力的な開発をまちづくりには期待したいところです。定住者がいて初めてにぎわいや次世代を担う子供達の自然に対する意識が創出されるものと考えます。 ・このエリアには先端の医療機能が少ないのではないのでしょうか？首都圏を代表する高度医療機能を誘致することも一つの考え方だと思います。